

令和8年度版

【令和8年4月1日現在】

中小企業融資制度便覧



秋田県中小企業応援キャラクター
「がんばっけさん」

秋田県産業労働部産業政策課

目 次

1 県の間接融資制度	1
(1) 経営基盤の充実を図るための資金	1
中小企業振興資金、中小企業組織融資資金	
(2) 経営の安定を図るための資金	3
経営安定資金	
(3) 戦略的意欲的な経営を図るための資金	4
新事業展開資金、再建企業特別融資資金、賃金水準向上資金	
(4) 工業立地の促進	7
企業立地促進資金	
2 県の直接貸付制度(中小企業高度化資金)	8
3 秋田県単独機械類貸与事業	9
((公財)あきた企業活性化センター所管貸与制度)	
4 秋田県地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)	11
5 政府系金融機関の融資制度	12
(1) (株)日本政策金融公庫(中小企業事業)	12
(2) (株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	15
(3) (株)日本政策金融公庫(農林水産事業)	20
(4) (株)商工組合中央金庫	22
6 市町村の中小企業金融対策	23
(1) 秋田市の中小企業向け融資制度	23
(2) 市町村中小企業振興資金	24
(3) 市町村独自融資制度	26
(4) 市町村が行う県・国の制度資金に対する利子軽減及び保証料軽減措置	26
7 秋田県信用保証協会保証制度	27
8 県内中小企業金融相談の問い合わせ先	31
9 経営相談窓口	31

1. 県の間接融資制度

(秋田県産業労働部産業政策課：電話018-860-2215)

<中小企業者(中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者)とは>
以下のIの特定事業を営むものであって、IIの規模等の条件を満たすもの。

I 特定事業

次に掲げる以外の業種。

農業、林業(素材生産業及び素材生産サービス業を除く)、漁業、金融・保険業(一部の業種を除く)

※このほか、社会保険及び社会福祉、非営利団体、一部の風俗営業等、公序良俗に反するもの、投機的なもの等も融資の対象外。

II 規模等の条件

(1) 中小企業者

製造業等 資本金3億円以下又は従業員300人以下 卸売業 資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業 資本金5,000万円以下又は従業員50人以下 サービス業 資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
ゴム製造業 資本金3億円以下又は従業員900人以下 旅館業 資本金5,000万円以下又は従業員200人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業 資本金3億円以下又は従業員300人以下
医業を主たる事業とする法人 従業員300人以下

(2) 特定非営利活動法人 製造業は従業員300人以下、卸売業及びサービス業は従業員100人以下、小売業は50人以下

(3) (1)の中小企業者の他、中小企業等協同組合等も対象。

<事業者選択型経営者保証非提供制度について>

保証料率の上乗せを条件に経営者保証を提供しないことを選択することができます。

I ご利用いただける方

次の(1)~(5)をすべて満たす法人

※法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

II 対象となる資金

すべての資金が対象です。

(制度上、経営者保証を不要としている資金及び中小企業アグリサポート資金を除く)

III 保証料率

対象要件	直前決算において 債務超過でない	直前決算において 債務超過である
申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、 減価償却前経常利益が赤字でない	所定保証料率+0.25%	所定保証料率+0.45%
申込日の直前2期の決算のいずれかにおいて、 減価償却前経常利益が赤字である	所定保証料率+0.45%	(対象外)
法人設立後2事業年度の決算がない	財務要件を問わず所定保証料率+0.45%	

(1) 経営基盤の充実を図るための資金

制度名	融資対象	融資条件		融 資 条 件				申込受付 場所又は 経由機関	取扱金融機関	備 考
		資金用途	限度額 (万円)	年利率 (%)	保証料率 (%)	貸付期間	据置期間			
中小企業振興資金	一般資金	設備資金 運転資金	10,000	固定 2.60 変動 2.35	1.55以下	固定 設備10年 運転10年 変動 設備15年 運転10年	固定・変動 設備2年 運転1年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	金融機関所定の 借入申込書を直 接金融機関に提 出する。
	セーフティ ネット保証 (SN) 1~4、6号			固定 2.40 変動 2.15						
	SDGs推進枠	一般資金の融資対象要件を満たし、次のいずれかの 認定等を受けている方 経済産業省認定：健康経営優良法人 厚生労働省認定：えるぼし、プラチナえるぼし、 くるみん、プラチナくるみん、 ユースエール 県認定：秋田県SDGs/パートナー登録制度、秋田県版 健康経営優良法人、えるぼしチャレンジ企業認定法人 その他：国や地方自治体の表彰制度 等	セーフティ ネット保証 (SN) 5、7、8号	固定 2.60 変動 2.35	0.76	固定 2.40 変動 2.15	0.88	固定 2.20 変動 1.95	0.76	
		SN 1~4、6号	固定 2.40 変動 2.15	0.76		固定 2.40 変動 2.15				0.88

(1) 経営基盤の充実を図るための資金 ※つづき

制度名	融資対象	融資条件		融 資 条 件					申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備 考
		資金使途	限度額 (万円)	年利率 (%)	保証料率 (%)	貸付期間	据置期間	担保・保証人			
中小企業振興資金	小規模事業振興資金 ※従業員20人以下[商業・サービス業は5人以下]の事業者等が対象	設備資金 運転資金	2,000 (小口支援枠と併せて2,000万円)	2.60	0.45	設備10年 運転10年	設備2年 運転1年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	借入申込書を商工会等へ提出する。商工会等で適当と認められた場合、金融機関へ申込書が送付される。
	小口支援枠		2,000	2.40	0.50						
中小企業災害復旧資金	災害によって直接的又は間接的な被害を受けた方 (市町村発行の罹災証明書又は公的機関発行の罹災証明書に準じる被害証明書等が必要) ※取扱は災害発生日から6か月間	設備資金 運転資金	3,000	2.00	—	10年	1年	担保 原則不要 保証人 必要に応じ 徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	市町村長の罹災証明書等を添付し、金融機関又は保証協会に申込む。	
				SN 1～4、6号	1.80						—
				SN 5、7、8号	2.00						—
流動資産担保資金	県内で1年以上事業を営んでいる方で、売掛債権や棚卸資産を保有する方	設備資金 運転資金	10,000 (保証割合80%の 部分保証 方式)	2.25	0.68	1年	—	担保 流動資産(売掛債権、棚卸資産) 保証人 不要	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	金融機関所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。	
中小企業組織融資資金	中小企業団体中央会に加入している中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律および商店街振興組合法に基づき組織された中小企業団体及びその組合員に対する経営の改善及び貿易の振興のための資金 ①事業協同組合 ②事業協同小組合 ③火災共済協同組合 ④信用協同組合 ⑤協同組合連合会 ⑥企業組合 ⑦協業組合 ⑧商工組合 ⑨商工組合連合会 ⑩商店街振興組合 ⑪商店街振興組合連合会	設備資金 運転資金	組合 50,000 組合員 2,000	商工中金 所定利率の0.5%減	—	設備10年 運転7年	商工中金の 定めによる	商工中金の 定めによる	中小企業団体中央会	商工中金	中央会の推薦を得て商工中金に申込む。

(2) 経営の安定を図るための資金

制度名	融資対象	融資条件		融 資 条 件					申込受付場所又は經由機関	取扱金融機関	備 考	
		資金使途	限度額(万円)	年利率(%)	保証料率(%)	貸付期間	据置期間	担保・保証人				
経営安定資金	通常枠	県内において1年以上事業を営み、かつ、次のいずれかに該当するものとして商工会議所、商工会連合会又は商工会の認定を受けた方 ①直近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している方 ②直前決算において赤字を計上している方 ③倒産企業に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有している方 ④破綻金融機関と取引のある者として、特定中小企業者の認定を受けた方	設備資金 運転資金 ④は別枠 5,000	8,000	2.20	1.55以下	10年	2年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	商工会等の認定書を金融機関所定の借入申込書に添付し、金融機関へ申込む。
				SN 1～4、6号		2.00						
				SN 5、7、8号	2.20	0.76 ③は0.45						
経営力強化枠	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	設備資金 運転資金	28,000	2.20	1.40以下	設備7年 運転5年 借換10年	1年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	商工会等の認定書を金融機関所定の借入申込書に添付し、金融機関へ申込む。	
				SN 5、7、8号								2.20
協調支援型特別枠	次のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上かつ融資期間12ヶ月以上のプロパー融資を受ける ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う	設備資金 運転資金	28,000	2.20	1.27以下	10年	設備3年 運転1年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。	
事業再生枠	私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画等の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方	設備資金 運転資金	28,000	2.20	1.27	15年	3年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	所定の借入申込書を直接金融機関に提出する。	
危機関連枠	経済産業大臣が認定する大規模な経済危機、災害等に際し、経営の安定に支障を生じていることについて、市町村長の危機関連保証認定を受けた方	設備資金 運転資金	※認定された経済危機等の状況に応じて決定します。									

(3) 戦略的意欲的な経営を図るための資金

制度名	融資対象	融資条件		融 資 条 件					申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備 考
		資金使途	限度額(万円)	年利率(%)	保証料率(%)	貸付期間	据置期間	担保・保証人			
新事業展開資金	事業革新資金	県内において1年以上事業を営み(⑥～⑩を除く)、かつ、次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会の認定又は確認を受けた方 ①「事業転換・多角化」「新市場進出」「海外進出」「第二創業」を行う ②中小企業等経営強化法に基づく計画等の承認を受け、実施する ③あきた企業活性化センターが行う所定の事業の認定・採択を受けた ④商店街振興組合等の整備の基本方針に沿って、空き店舗の取得・改造・改装等を行う ⑤地域観光振興計画に基づく事業を行う ⑥特許法に基づく特許技術(出願中を含む)を有し、その実用化のための事業を行う ⑦所定の研究機関で共同開発した技術・製品の実用化、生産化のための事業を行う ⑧農商工等連携促進法に基づく計画等の認定を受け、実施する ⑨「環境調和型産業集積支援事業」の認定を受け、当該事業を行う ⑩異なる二者以上の企業者で連携して事業を行う	設備資金 10,000 運転資金 対象⑨は 20,000 対象⑩は 5,000	1.95	0.60以下	10年	3年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	商工会等の認定 または確認書を 付し、金融機関 に申込み。
	賃金水準 向上枠	上記の①に該当し、賃金水準向上計画を策定する方	20,000		—						
新事業展開資金	創業支援資金	次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人が、県内で新たに事業を開始しようとする具体的計画を有している又は事業開始後、5年を経過していない ②事業を営んでいない個人が、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、5年を経過していない ③会社が事業を継続しつつ、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、5年を経過していない ④事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を設立し、当該事業開始後、5年を経過していない 【経営者保証を不要とする全国統一制度対象資金】 ⑤ ②～④に該当する方 (税務申告1期末終了の場合、創業資金の1/10以上の自己資金を要する)	設備資金 3,500 運転資金 (不動産取得資金を除く)	1.95 (創業塾等修了者及び県外から移住後3年以内の者は1.75)	0.60 (対象⑤は0.80)	10年	3年 (創業支援資金の対象⑤及び女性・若者支援枠の対象②は1年) ※ただし、プロパー融資の利用がある場合は3年)	担保 不要 保証人 必要に応じ 徴求 創業支援資金の対象⑤及び女性・若者支援枠の対象②は不要	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	商工会等に推薦 依頼し、推薦を 得た後に、金融 機関所定の借入 申込書で申込み。
	女性・若者 支援枠	①上記①～④のいずれかに該当する女性及び35歳未満の方 【経営者保証を不要とする全国統一制度対象資金】 ②上記⑤に該当する女性又は35歳未満の方	2,500	1.95	— (対象②は0.20)						

(3) 戦略的意欲的な経営を図るための資金 ※つづき

制度名	融資対象	融資条件		融 資 条 件					申込受付場所又は 経由機関	取扱金融機関	備 考				
		資金使途	限度額 (万円)	年利率 (%)	保証料率 (%)	貸付期間	据置期間	担保・保証人							
新事業展開資金	事業承継資金	次のいずれかに該当する方(①～③は商工会議所または商工会の推薦を要する) ①破産等が発生した企業から、事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う者であって、事業開始後、1年を経過していない ②事業の全部又は一部を取りやめる企業から、事業の譲渡を受けて当該事業を行う者であって、事業開始後、1年を経過していない ③事業承継により親族以外の従業員等が代表となり、1年を経過していない法人 ④経営承継円滑化法第12条第1項各号の規定による秋田県知事の認定を受けた会社である中小企業者、個人である中小企業者、中小企業者の代表者、事業を営んでいない個人	設備資金	10,000	1.95 (事業承継・引継ぎ支援センター支援案件等は1.75)	-	10年	3年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求 対象④のうち、 同法第12条第1項第1号ハは 不要	商工会議所 商工会	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	商工会等に推薦 依頼し、推薦を 得た後に、金融 機関所定の借入 申込書で申込 む。			
			運転資金	対象④は 20,000									SN 1～4、6号	1.75	-
													SN 5、7、8号	1.95	-
	経営者保証 特別枠 【全国統一制度 対象資金】	①次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する方 (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していない法人 (3)下記ア～エまでに定める全ての要件を満たしている法人 ア. 資産超過である イ. EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である ウ. 法人・個人の分離がなされている エ. 返済緩和している借入金がない ②経営者円滑化法第12条第1項第1号ニの規定による秋田県知事の認定を受けており、かつ、上記ウ及びエを満たしている法人	旧債 返済	100 (対象②は 別枠200)	1.95 (中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合は1.75)	-	10年	3年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 不要	既に与信取引のある金融機関に 限定	金融機関所定の 借入申込書に全 国統一制度の所 定様式を添付 し、直接金融機 関に提出する。				
再生可能エネルギー 産業参入支援資金	再生可能エネルギー 産業参入支援資金	太陽光・風力・水力・地熱発電及びバイオマスエネルギー利用設備を設置、又は同設備に関連する事業を行う中小企業者	設備資金 運転資金	28,000	1.95	-	15年	3年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	所定の借入申込 書に認定通知書 等を添付し、金 融機関に申込 む。				
					SN 5、7、8号							1.95	-		
再生可能エネルギー 設備資金	再生可能エネルギー 設備資金	太陽光・風力・水力・地熱発電及びバイオマスエネルギー利用設備を設置し、発電事業を行う中小企業者として知事の認定を受けた者	設備資金	20,000	1.95	1.07	15年	3年	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ					

(3) 戦略的意欲的な経営を図るための資金 ※つづき

制度名	融資対象	融資条件		融 資 条 件					申込受付場所又は經由機関	取扱金融機関	備 考
		資金使途	限度額 (万円)	年利率 (%)	保証料率 (%)	貸付期間	据置期間	担保・保証人			
再建企業特別 融資資金	事業再生資金	次の①～④のいずれにも該当する方 ①次の(1)又は(2)のいずれかに該当する (1)再生事件又は更生事件が係属している (2)民事再生法第188条第1項の規定に基づき 再生手続終結の決定を受けた ②再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が 確定した後3年を経過していない ③金融機関及び取引先から取引の支援が得られて おり、事業の再建に合理的な見通しが認められる ④償還が見込まれる	設備資金 運転資金	20,000	金融機関 所定金利	1.20	10年	—	担保 必要に応じ 徴求 保証人 必要に応じ 徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	金融機関所定の 借入申込書を直 接金融機関に提 出する。
	再起支援資金	次の①及び②に該当し、かつ、③(1)～(3)のいずれ かに該当する方 ①過去に自ら営んでいた事業をその経営状況の悪化 により廃止した経験を有する方、又は過去に経営状 況の悪化により解散した会社の当該解散の日にお いて当該会社の業務を執行する役員だった方 ②上記事業廃止の日又は解散の日から5年を経過す る日前に本資金の申込みを行う ③(1)事業を営んでいない個人が、県内で新たに事業 を開始しようとする具体的計画を有している又は 事業開始後、5年を経過していない (2)事業を営んでいない個人が、県内で新たに会社 を設立しようとする具体的計画を有している又は 会社設立後、5年を経過していない (3)事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始 した事業を承継する会社を設立し、当該事業開 始後、5年を経過していない	設備資金 運転資金	3,500 (創業支 援資金と 合わせた 額)	金融機関 所定金利	0.70	10年	2年	担保 不要 保証人 必要に応じ 徴求	県内に本支店を有する 普通銀行 信用金庫 秋田県信用組合 あすか信用組合 商工中金 JA秋田しんせい JA秋田ふるさと JA秋田なまはげ	金融機関所定の 借入申込書等を 直接金融機関等 に提出する。
賃金水準向上資金 (中小企業特定社債保証)		原則として、県内において1年以上事業を営み、次のい ずれかの適債基準を満たし、かつ給与支給総額及び 初任給年率平均2.0%増を原則として3年以上実施す るための賃金水準向上計画を策定し、取扱金融機関 の確認を受けた企業 ①純資産額が5,000万円以上3億円未満であり、 自己資本比率が20%以上または純資産倍率が 2.0倍以上、かつ使用総資本事業利益率が10%以上 またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上 であること ②純資産額が3億円以上5億円未満であり、 自己資本比率が20%以上または純資産倍率が 1.5倍以上、かつ使用総資本事業利益率が10%以上 またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上 であること ③純資産額が5億円以上であり、 自己資本比率が15%以上または純資産倍率が 1.5倍以上、かつ使用総資本事業利益率が5%以上 またはインタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上 であること	設備資金 運転資金	56,000 (最低融 資可能額 は3,000万 円) (保証割 合80%の 部分保証 方式)	金融機関 所定金利	— (取扱金融 機関に対す る保証料等 は別途発生 する)	7年	—	担保 原則として、 保証金額が2 億円を超える 場合は徴求 保証人 不要	秋田銀行 北都銀行 青森銀行 みちのく銀行 七十七銀行 東北銀行 岩手銀行 北日本銀行 山形銀行 きらやか銀行 秋田信用金庫 商工中金	金融機関所定の 社債発行申込書 等に、賃金水準 向上計画書を添 付し、直接金融 機関等に提出す る。

(4) 工業立地の促進

制度名	融資対象	融資条件							申込受付場所又は経由機関	取扱金融機関	備考																														
		資金用途	限度額	貸付期間	据置期間	年利率%	保証料%	担保・保証人																																	
企業立地促進資金	<p>次の(1)、(2)又は(3)に該当する企業で、資本の額又は出資の総額が1千万円以上の企業 (1)日本標準産業分類(令和5年7月27日総務省告示)に掲げる以下の表に定める業種に属する次のいずれかの企業。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>大分類E</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業</td> <td>391</td> </tr> <tr> <td>倉庫業</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>デザイン業</td> <td>7261</td> </tr> <tr> <td>機械設計業</td> <td>7431</td> </tr> <tr> <td>梱包業</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>商品検査業</td> <td>7441</td> </tr> <tr> <td>機械等修理業</td> <td>901.902</td> </tr> <tr> <td>産業用設備洗浄業</td> <td>9292</td> </tr> <tr> <td>産業用機械器具賃貸業</td> <td>7021</td> </tr> <tr> <td>電気業</td> <td>331</td> </tr> <tr> <td>ガス製造業</td> <td>3411</td> </tr> <tr> <td>熱供給業</td> <td>351</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他知事が必要と認めた業種</td> </tr> </tbody> </table>	業種	分類番号	製造業	大分類E	ソフトウェア業	391	倉庫業	47	デザイン業	7261	機械設計業	7431	梱包業	484	商品検査業	7441	機械等修理業	901.902	産業用設備洗浄業	9292	産業用機械器具賃貸業	7021	電気業	331	ガス製造業	3411	熱供給業	351	その他知事が必要と認めた業種		秋田県内において、工場等の新増設、又は空き工場等を活用して事業を行うことに係る用地及び設備の取得等に要する費用に充てるための資金、かつ、操業時までの投下固定資産額が1億円(空き工場等を活用して事業を行うことに係るものは2千万円、ソフトウェア業にあっては1千万円)以上であること。	(1)通常 投下固定資産額の50%又は10億円(空き工場等の活用の場合は5億円)のいずれか低い額 (2)上乗せ後 投下固定資産額の60%又は10億円(空き工場等の活用の場合は5億円)のいずれか低い額 ※上乗せ要件は次の①～③のいずれかに該当する場合 ①県工業団地を取得する企業 ②従業員を1年以内に40人以上、将来100人以上の雇用計画のある企業 ③操業時までの投下固定資産額が30億円以上の企業	15年 元金均等年賦償還	2年	1.65% (ただし、輸送機関連及びアグリ関連、電気業、賃金水準向上は1.55%)	—	金融機関の定めによる	産業政策課 団体・金融チーム	秋田銀行 北都銀行 秋田信用金庫 羽後信用金庫 秋田県信用組合	関係書類をあっせん申請書に添付して提出。あっせん決定後に金融機関所定の手続きにより金融機関へ申込み)
		業種	分類番号																																						
製造業	大分類E																																								
ソフトウェア業	391																																								
倉庫業	47																																								
デザイン業	7261																																								
機械設計業	7431																																								
梱包業	484																																								
商品検査業	7441																																								
機械等修理業	901.902																																								
産業用設備洗浄業	9292																																								
産業用機械器具賃貸業	7021																																								
電気業	331																																								
ガス製造業	3411																																								
熱供給業	351																																								
その他知事が必要と認めた業種																																									
	①誘致企業であって、誘致決定後、原則として3年以内に工場等を建設するもの。 ②地場企業であって、当資金に係る事業により雇用者数が増加するもの。 (2)県工業団地を取得する(した)次のいずれかの企業。 ①県外企業であって、操業開始後1年以内に従業員10人以上で、工場集積の拡大を促進できるもの。 ②地場企業であって、当該融資に係る事業により雇用者数が増加するもの。 (3)賃金水準向上計画を有する企業 給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を原則として3年以上融資期間以下実施するための計画を策定し、取扱金融機関の確認を受けたもの。	先端・輸送機・アグリ・電気業・賃金水準向上	(1)通常 投下固定資産額の60%又は10億円のいずれか低い額 (2)上乗せ後 投下固定資産額の70%又は10億円のいずれか低い額 ※上乗せ要件は一般の①～③及び次の④のいずれかに該当する場合 ④高度技術産業集積地域内(秋田市)に新増設または空き工場等を活用して事業を行う先端技術型企業																																						

2. 県の直接貸付制度（中小企業高度化資金貸付事業）

制度名	目的	融 資 条 件							担保・連帯保証人	備考
		融資対象者	融資対象施設	限度額	貸付期間	据置期間	年利率%			
経営革新計画承認グループ事業	経営革新計画承認グループが、新商品・新技術開発や情報の収集・処理・提供を行うための設備等を導入することにより、経営の合理化を図る	経営革新計画承認グループ（共同で事業を行う4人以上のもの）の参加者である中小企業者であって、経営革新承認グループ事業を実施する①一の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	1.35	担保は原則として貸付対象物件 物的担保に金融機関保証を徴する場合は金融機関保証のみとする	返済方法は、元金均等年賦金利は固定金利 年利率は、特定の要件に該当する場合は、無利子 融資実行までには、各種手続きがあることから、相当の期間を要する 申込先は、産業政策課	
下請振興事業計画承認グループ事業	特定下請組合等が、新製品・技術開発等の事業を行うための施設を設置し、経営の合理化を図る	特定下請組合等であって、下請振興事業計画承認グループ事業を実施する①一の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	1.35			
総合効率化計画認定グループ事業	総合効率化計画認定グループが競争力の強化や消費者需要の多様化に対応するため、共同で輸送、保管、荷さばき、加工などの設備等を導入することにより、流通業務の効率化を図る	総合効率化計画認定グループ（共同で事業を行う4人以上のもの）の参加者である中小企業者等であって、総合効率化計画認定グループ事業を実施する①一の代表者②すべての者の連名によるもの③それぞれの者	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	1.35			
施設集約化事業	中小企業者が、共同工場、共同店舗、共同事業場などを設置して施設を集約化し経営の合理化を図る	①事業協同組合、②事業協同小組合、③協同組合連合会、④以上の組合員又は所属員（以下「組合員等」である特定中小事業者、企業組合又は協業組合、⑤協業組合、⑥合併会社、⑦出資会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	1.35			
共同施設事業	生産、加工、販売、保管、運送、労働環境の改善、商店街環境整備等のための共同施設を設置する	①特定中小企業団体、②特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合、③企業組合、④協業組合	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	1.35			
設備リース事業	生産の効率化、経営の合理化等を図るために必要な設備を組合が一括購入し、組合員にリース（買取り予約付き賃貸借）する	特定中小企業団体	設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	1年以内	1.35			
企業合同事業	特別の法律の規定に基づく承認等を受けた中小企業者が相互に合併したり出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の利用を図る	①合併会社、②出資会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	1.35			
集団化事業	市街地に散在する工場・店舗・倉庫等を立地条件の良い区域に移転し、生産工程の協同化、協業化により生産性の向上を図るとともに異業種が連携することにより新商品開発、製販連携、新分野への発展を図る	①事業協同組合、②協同組合連合会、③以上の組合員等たる特定中小事業者、企業組合又は協業組合	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	1.35			
集積区域整備事業	商店や工場等が集積する区域の一体的な近代化、環境整備を図るとともに、異業種が連携することにより新商品開発、製販連携新分野への発展を図る	①事業協同組合、②協同組合連合会、③商店街振興組合、④商店街振興組合連合会、⑤以上の組合員等たる特定中小事業者、企業組合又は協業組合	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	1.35			
地域産業創造基盤整備事業	新商品若しくは新技術の開発、需要の開拓、情報の収集・処理・提供その他の事業を行うことを支援するための施設を整備する。	①市町村、②商工会等、③一般社団法人等、④特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	1.35			
商店街整備等支援事業	一の商店街区域或いは一の建物の内部に集合して小売商業の事業を行う特定中小事業者等の経営の合理化を支援するための施設を整備する。	①商工会等、②一般社団法人等、③特定会社	土地、建物、構築物、設備	原則として貸付対象額の80%	20年以内	3年以内	1.35			

3. 秋田県単独機械類貸与事業
 (公益財団法人 あきた企業活性化センター所管貸与制度)
 (公益財団法人 あきた企業活性化センター：電話018-860-5620)

内 容	区 分	貸 与 条 件							備 考
		貸 与 要 件	限度額(万)	種 別	貸付期間	据置期間	利率(%)	保証金	
小規模企業者等の設備取得を容易にするための貸与(割賦販売又はリース)を行います	小規模企業者 常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の者 創業者 次に掲げる者 ア. 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの(イに掲げるものを除く。) イ. 事業を営んでいない個人であって、2月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ウ. 新たに事業を開始した個人(当該事業を開始した日に他の事業を営んでいなかったものに限る。)であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの エ. 新たに設立された会社(当該設立の日に他の事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。)であって、その設立の日以後5年を経過していないもの	①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設を予定していること ②事業税(県税)を滞納していないこと ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと	1企業当たり 100~10,000	割 賦	7年以内(設備金額が6,000万円超の場合は10年以内)	0.5年(設備金額が6,000万円超の場合1年も選択可) 月賦 均等償還	年0.9 ~2.9	割賦価額の5% リースは保証金なし	原則、法人代表者1名(個人事業者は原則不要) ※保証人の徴求については「経営者保証に関するガイドライン」に沿って判断
				リ ース	3~7年	なし 月賦 均等償還	月1.356 ~3.054		
経営革新への取り組みや成長が見込まれる分野における設備投資を行う小規模企業者等に対して、通常より低利で貸与(割賦販売またはリース)を行います	イ. 事業を営んでいない個人であって、2月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ウ. 新たに事業を開始した個人(当該事業を開始した日に他の事業を営んでいなかったものに限る。)であって、事業を開始した日以後5年を経過していないもの エ. 新たに設立された会社(当該設立の日に他の事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。)であって、その設立の日以後5年を経過していないもの	①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設を予定していること ②事業税(県税)を滞納していないこと ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと (上記以外に以下の要件にあてはまる者) ①中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認又は経営力向上計画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ②あきた企業応援ファンド事業又はあきた農商工応援ファンド事業助成金の交付決定を受け、当該計画に沿った設備を導入する企業 ③地域経済牽引事業計画の承認を受け、当該計画に従って設備を導入する企業	1企業当たり 100~10,000	割 賦	7年以内(設備金額が6,000万円超の場合は10年以内)	0.5年(設備金額が6,000万円超の場合1年も選択可) 月賦 均等償還	年0.8 ~2.8	割賦価額の5% リースは保証金なし	原則、法人代表者1名(個人事業者は原則不要) ※保証人の徴求については「経営者保証に関するガイドライン」に沿って判断
				リ ース	3~7年	なし 月賦 均等償還	月1.351 ~3.049		

内 容	区 分	貸 与 条 件							備 考
		貸 与 要 件	限度額(万)	種 別	貸付期間	据置期間	利率(%)	保証金	
小規模企業者以外の 中小企業者等への貸 与（割賦販売または リース）を行います	小規模企業者以外の中小企 業者及び中小企業団体	①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設 を予定していること ②事業税（県税）を滞納していないこと ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと	1企業当たり 100～10,000	割 賦	7年以内（設備金額 が6,000万円超の場 合は10年以内）	0.5年（設備 金額が6,000 万円超の場 合1年も選択 可） 月賦 均等償還	年1.0 ～3.0	割賦価額 の5% リースは 保証金なし	原則、法人 代表者1名 （個人事業 者は原則不 要） ※保証人の 徴求につい ては「経営 者保証に関 するガイド ライン」に 沿って判断
				リ ース	3～7年	なし 月賦 均等償還	月1.359 ～3.059		
経営革新への取り組 みや成長が見込まれ る分野における設備 投資を行う中小企業 者等に対して通常の 貸与（割賦販売また はリース）より低利 で行います		①県内に貸付対象設備を設置する事業所を有すること又は事業所開設 を予定していること ②事業税（県税）を滞納していないこと ③中小企業者以外から単独に3分の1を超えて出資を受けていないこと （上記以外に以下の要件にあてはまる者） ①中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認又は経営力向上計 画の認定を受け、当該計画に従って設備を導入する企業 ②あきた企業応援ファンド事業又はあきた農商工応援ファンド事業助成金の 交付決定を受け、当該計画に沿った設備を導入する企業 ③地域経済牽引事業計画の承認を受け、当該計画に従って設備を導入する 企業		割 賦	7年以内（設備金額 が6,000万円超の場 合は10年以内）	0.5年（設備 金額が6,000 万円超の場 合1年も選択 可） 月賦 均等償還	年0.9 ～2.9		
				リ ース	3～7年	なし 月賦 均等償還	月1.356 ～3.054		

4. 秋田県地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)

(秋田県産業労働部産業政策課:電話018-860-2215)

制度名	目的	融 資 条 件		融 資 条 件						備 考
		要 件(主なもの)		融資対象者	資金使途	限度額	貸付期間	据置期間	年利率(%)	
ふるさと融資制度 (地域総合整備資金)	地域の振興・活性化に資する民間事業活動が積極的に展開されるよう、新たに設備投資等を行う事業者に対し、県又は市町村が無利子資金の貸付けを行う制度	<p>民間事業者等が行う事業であることに加え、以下の要件を満たす必要があります。</p> <p>①事業地域内において次の新規雇用が確保されること</p> <p>a. 県から融資を受ける場合……5人以上 (市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」・環境省が認定する地域脱炭素推進交付金の対象事業・(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業、国が認める地域脱炭素推進交付金事業のうち「脱炭素先行地域づくり事業」「重点対策加速化事業」は、1人以上)</p> <p>b. 市町村から融資を受ける場合……1人以上 (ただし、設備更新事業、かつ地域への寄与が大きいと認められる場合は、営業開始後に雇用が維持される人数を、新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。)</p> <p>②融資下限額が100万円以上であること</p> <p>③用地取得等の契約後5年以内に営業が開始されること</p> <p>④公益性や適度の事業収益性等の観点から実施されるものであること</p>	<p>法人形態をとる民間事業者(第3セクターを含む)</p> <p>※個人や任意組合等の法人格のない団体は対象になりません。</p>	<p>建物 構築物 設備 土地など</p> <p>※付随費用のみや運転資金は対象になりません。</p>	<p>貸付対象費用から補助金を控除した額の50%以内</p> <p>※過疎地域、特別豪雪地帯、定住自立圏、脱炭素に係る事業は60%以内</p> <p>※ふるさと融資以外の資金調達において民間金融機関等からの借入金が必要になります。</p>	<p>5年以上 20年以内</p> <p>※条件を満たす場合のみ30年まで延長可</p>	<p>5年以内</p>	<p>無利子</p>	<p>民間金融機関等の連帯保証</p>	<p>元金均等半年賦償還</p> <p>【申込先】 県産業政策課 市町村 企画担当課</p> <p>※ふるさと融資借入予定金額が、原則20億円 超の場合は県、20億円以下の場合は市町村への相談・申請となります。</p>

5 政府系金融機関の融資制度

(1)株式会社 日本政策金融公庫 中小企業事業
 (株式会社日本政策金融公庫 秋田支店 中小企業事業:電話018-832-5511)

下記は制度の概要です。各融資制度や融資条件の詳細につきましては、
 公庫HP「融資制度のご案内」をご覧くださいか、お手数ですが日本政策

融資制度のご案内



○新企業育成貸付:新たな事業を開始する方、異業種・異分野へ進出する方。

制度名	ご利用いただける方	融 資 条 件			備 考
		融資限度額	主な融資期間	主な融資利率	
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方など	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 5年以内 運転資金 2年以内	特別利率①②③(上限3.0%)
スタートアップ支援資金	日本の経済成長および社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの方	直接貸付 20億円	20年以内	10年以内	特別利率②(上限3.0%) 基準利率(上限3.0%)
女性、若者/シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	特別利率①②③ 基準利率
再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)	再チャレンジする起業家の方	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	特別利率①②③ 基準利率
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	直接貸付 14億4千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率-0.2% 基準利率
中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方など	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	特別利率① 基準利率

○企業活力強化貸付:企業活力促進のために積極的な設備投資等を行う方へ

企業活力強化資金	経営の近代化、合理化を図る方など	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	特別利率①②③ 基準利率	
IT活用促進資金	情報化投資を行う方	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	特別利率①②③ 基準利率-0.2% 基準利率	
海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	直接貸付 14億4千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	基準利率-0.9%(上限3.0%) 基準利率-0.65%(上限3.0%) 基準利率-0.4%(上限3.0%) 基準利率(上限3.0%)	円貨での融資以外にも ・外貨(米ドル)での融資 ・クロスボーダーローン ・スタンバイ・クレジット の制度も有り。
地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	特別利率①②③ 基準利率	
事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など	直接貸付 14億4千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 5年以内 運転資金 5年以内	基準利率-0.9%(上限3.0%) 基準利率-0.65%(上限3.0%) 基準利率-0.4%(上限3.0%) 基準利率(上限3.0%)	

制度名	ご利用いただける方	融 資 条 件				備 考
		融資限度額	主な融資期間	(うち据置期間)	主な融資利率	
観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	特別利率①② 基準利率	
働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	特別利率①②③ 基準利率	
SDGs推進資金	SDGsの推進に取り組む方	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	基準利率	
省力化支援資金	補助金等の交付決定を受けて省力化投資に取り組む方	直接貸付 14億4千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	基準利率-0.65% 基準利率	
価格転嫁・取引適正化推進資金	受託中小企業の振興を図る方	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率	

○環境・エネルギー対策貸付:環境対策に取り組む方へ

環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方、グリーントランスフォーメーションに取り組む方など	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	特別利率①②③ 基準利率-0.65% 基準利率	
BCP資金	災害等の発生に備えて防災に資する施設などを整備する方	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	基準利率-0.9% 基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率	

○セーフティネット貸付:経営環境の変化などにより、資金繰りに困難をきたしている方へ

経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	直接貸付 7億2千万円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 3年以内 運転資金 3年以内	基準利率(長期運転資金に限り、上限3.0%) 基準利率-0.4%(上限3.0%)	
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	直接貸付 3億円	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	設備資金 3年以内 運転資金 3年以内	基準利率(長期運転資金に限り、上限3.0%)	
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	直接貸付・代理貸付 1億5千万円	運転資金 10年以内	運転資金 3年以内	基準利率	

制度名	ご利用いただける方	融 資 条 件				備 考
		融資限度額	主な融資期間	(うち据置期間)	主な融資利率	
○企業再生貸付:事業再建に取り組む方へ						
事業再生・企業再建支援資金	<アーリーDIP> 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方	直接貸付 20億円	1年以内(うち据置期間1年以内) ※一定の要件を満たす場合は、設備10年以内、運転5年以内(うち据置期間2年以内)		基準利率(上限3.0%)	
	<レイターDIP> 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方		設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内) 運転資金 5年以内(うち据置期間2年以内)			
	<企業再建> 経営改善や経営再建などに取り組む方		20年以内(うち据置期間5年以内)		特別利率③(上限3.0%) 特別利率②(上限3.0%) 基準利率(上限3.0%)	
○挑戦支援資本強化特別貸付						
挑戦支援資本強化特別貸付	新規事業または企業再建などに取り組む方であって、一定の雇用効果が認められる事業や地域社会にとって不可欠な事業を営む方など	直接貸付 15億円	5年1ヵ月または6年から20年までの各年(期限一括償還)		期間5年1ヵ月:3.25%、0.50% 期間6年、7年:3.40%、0.50% 期間8年～10年:3.65%、0.50% 期間11年～15年:3.80%、0.50% 期間16年～20年:3.95%、0.50%	
○シンジケートローン特別貸付						
シンジケートローン特別貸付	新規事業、環境対策、経営改善などに取り組む方(注)であって、地域経済の維持・促進に資する事業に取り組む方(注)新企業育成貸付(一部の制度を除く。)、企業活力強化貸付(一部の制度を除く)、環境・エネルギー対策貸付または企業再生貸付の適用要件を満たす方	直接貸付 14億4千万円	シンジケートローンに参加する金融機関が合意した期間 ただし、設備資金は30年以内、運転資金は20年以内に限る。		シンジケートローンに参加する金融機関が合意した利率 ただし、固定利率の場合は、一定の制約有。	
○危機対応後経営安定貸付						
危機対応後経営安定貸付	過去の大規模な災害、感染症等の影響を受けた方	直接貸付 20億円 代理貸付 2億2千5百万円	運転資金 20年以内	運転資金 2年以内	基準利率(上限3.0%)	
○その他の貸付						
東日本大震災復興特別貸付	東日本大震災により被害を受けた方	直接貸付 3億円 代理貸付 7千5百万円	運転資金 15年以内	運転資金 5年以内	基準利率-1.4%(融資後3年間)、 基準利率-0.5%(融資後4年目以降)	
令和2年7月豪雨特別貸付	令和2年7月豪雨により被害を受けた方	直接貸付 7億2千万円 3億円 代理貸付 7千5百万円	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	設備資金 5年以内 運転資金 5年以内	(1)基準利率-0.9%(融資後3年間)、 基準利率-0.5%(融資後4年目以降) (2)基準利率	
令和6年能登半島地震特別貸付	令和6年能登半島地震により被害を受けた方	直接貸付 7億2千万円 3億円 代理貸付 7千5百万円	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内	設備資金 5年以内 運転資金 5年以内	(1)基準利率-0.9%(融資後3年間)、 基準利率-0.5%(融資後4年目以降) (2)基準利率	
災害復旧貸付	災害により被害を受けた方	直接貸付 1億5千万円(別枠) 代理貸付 7千5百万円(別枠)	設備資金 15年以内 運転資金 10年以内	設備資金 2年以内 運転資金 2年以内	基準利率	

(2) 株式会社 日本政策金融公庫 国民生活事業

(株式会社日本政策金融公庫 秋田支店 国民生活事業:電話0570-005597、大館支店:電話0570-005626)

制度名		融資対象	融 資		条 件			備考
			資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人
一般貸付		ほとんどの業種の中小企業の方(業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます)。	設備資金 運転資金	4,800万円 特定設備資金7,200万円	設備 10年以内 特定設備 20年以内 運転 5年以内(特に必要な場合7年以内)	設備 2年以内 運転 1年以内	基準利率	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)		商工会、商工会議所又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者(商工業者に限る。)であって、商工会、商工会議所等の長の推薦を受けた方	設備資金 運転資金	2,000万円	設備・運転 10年以内	設備・運転 2年以内	特別利率F	不要(無担保・無保証人)
特 別 貸 付	新規開業・スタートアップ支援資金	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方(注) (注)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	設備資金 運転資金	7,200万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	新規開業・スタートアップ支援資金 (女性、若者/シニア起業家支援関連)	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方(注)のうち、女性または35歳未満か55歳以上の方 (注)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	設備資金 運転資金	7,200万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	新規開業・スタートアップ支援資金 (中小企業経営力強化関連)	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方(注)のうち、「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方 (注)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	設備資金 運転資金	7,200万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 5年以内	特別利率A	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	新事業活動促進資金	1.「経営革新計画」の承認を受けた方 2.「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた方(注1) 3.「経営力向上計画」の認定を受けた方 4.中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 5.技術・ノウハウ等に新規性がみられる方(注2) 6.地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)を活用した補助金等の交付決定を受けた方 7.上記1～5に該当しない方で、新たに第二創業(経営多角化、事業転換、新市場進出)を図る方または第二創業後おおむね5年以内の方 (注1) 次のいずれかの事業を行う方が対象となります。 1.環境負荷の低減に資する資材または機械類その他の物件の生産および販売に関する事業 2.環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業 (注2) 次のいずれかの事業を行う方が対象となります。 1.他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業 2.SBIR制度における指定補助金等または特定新技術補助金等の交付決定を受けて、開発した技術を利用して行う事業 3.新規中小企業者(エンジェル税制の一定の要件を満たす方)が行う事業 4.国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査等を踏まえて研究開発に取り組む事業 5.J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された方が取り組む研究開発やその事業化に関する事業	設備資金 運転資金	7,200万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C 特別利率P	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	新規開業・スタートアップ支援資金 (再挑戦支援関連)	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方のうち、次のすべてに該当する方(注) 1.廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること 2.廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること 3.廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること (注)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	設備資金 運転資金	7,200万円	設備 20年以内 運転 15年以内	設備・運転 5年以内	特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。

制度名	融資対象	融 資 条 件						備考
		資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人	
企業活力強化資金	<p>1.商業振興関連 次のいずれかの業種の事業を営む方 (1)卸売業 (2)小売業 (3)飲食サービス業 (4)サービス業 (5)不動産賃貸業(注1)</p> <p>2.支払条件改善関連 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方</p> <p>3.キャッシュレス決済関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または道路旅客運送業を営む方であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方</p> <p>4.取引環境改善関連 親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方</p> <p>5.パートナーシップ構築宣言関連 「パートナーシップ構築宣言」を公表している方(注2)</p> <p>6.流通関連 輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方またはこれらの方を構成員とする事業協同組合等</p> <p>7.省力化関連 中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けている方</p> <p>8.BCP関連 自ら策定したBCP等に基づき、防災に資する施設等の整備を行う方</p> <p>9.バス・タクシー関連 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う方</p> <p>10.受託中小企業振興法関連 受託中小企業振興法第5条の規定に基づき振興事業計画の承認を受けた連携体を構成する方</p> <p>11.外国人労働者関連 外国人労働者の雇用管理の改善または雇用環境の整備に取り組む方 (注1) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限ります。 (注2) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している方をいいます。</p>	設備資金 運転資金	7,200万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	
観光産業等生産性向上資金	<p>卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかにおいて、観光に関する事業を営む方であって、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方(注1)(注2)</p> <p>(注1) 運輸業を含みます。 (注2) 新たに観光事業を営もうとする創業者および事業の多角化等により新たに観光産業に参入する事業者は対象とはなりません。</p>	設備資金 運転資金	7,200万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 2年以内	特別利率A 特別利率B	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	
海外展開・事業再編資金	<p>経済の構造的変化等に適応するために海外展開することが経営上必要であり、かつ、次の1～3の全てに該当する方</p> <p>1. 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること</p> <p>2. 本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること</p> <p>3. 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の(1)～(4)のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 取引先の海外進出に伴い、海外展開すること</p> <p>(2) 原材料の供給事情により、海外進出すること</p> <p>(3) 労働力不足により、海外進出すること</p> <p>(4) 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開すること</p>	設備資金 運転資金	7,200万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 2年以内 ただし、海外企業への転貸資金であって、進出国の資本規制により事業者が転貸資金を長期間にわたり回収できない場合その他真にやむを得ない事情がある場合に限り、据置期間については5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

制度名		融資対象	融 資 条 件					備考
			資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人
特 別 貸 付	事業承継・集約・活性化支援資金	1.中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含みます。)と共に事業承継計画を策定している方(注) (注)ご融資後おおむね10年以内に事業承継を実施することが見込まれる方 2.安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方 3.中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者(同項第1号イに該当する方に限ります。)の代表者、同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 4.事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 5.事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換、新市場進出)を図る方(注1)、新たな取組みを図る方(注1)またはPMIの取組みを図る方(注2) (注1)・事業承継後5年以内に新たに第二創業もしくは新たな取組みを行う方または行った方に限ります。・第二創業後または新たな取組み後、おおむね5年以内の方を含みます。 (注2)「PMIの取組みを図る方」とは、認定経営革新等支援機関の支援を受けてPMI計画を策定し、当該計画を実施する方(M&A後5年以内にPMIの取組みを行う方又は行っている方に限ります。)をいいます。	設備資金 運転資金 (融資対象4に該当する方は運転資金のみ)	別枠 7,200万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	ソーシャルビジネス支援資金	次の1または2に該当する方 1.NPO法人 2.NPO法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1)保育サービス事業、介護サービス事業等(注1)を営む方 (2)社会的課題の解決を目的とする事業(注2)を営む方 (注1)日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。 (注2)日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。	設備資金 運転資金	別枠 7,200万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	企業再建資金	1.企業再建関連 次のいずれかの機関等の関与の下で事業の再建を図る方 (1)株式会社整理回収機構 (2)中小企業活性化協議会(旧・中小企業再生支援協議会を含みます。) (3)株式会社地域経済活性化支援機構 (4)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興相談センター (5)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (6)独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合 (7)中小企業の事業再生等に関するガイドラインに規定する第三者支援専門家 2.民間金融機関関連 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 3.認定支援機関関連 次のいずれかに該当する方 (1)認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 (2)過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方 4.条件変更先関連 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方	設備資金 運転資金	別枠 7,200万円	設備・運転 20年以内	設備・運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
挑戦支援資本強化特別貸付	資本性ローン	次の1および2を満たす法人または個人企業 1.次の(1)から(7)までのいずれかの融資制度の対象となる方 (1)新規開業・スタートアップ支援資金 (2)新事業活動促進資金 (3)企業再建資金 (4)企業活力強化資金(注1) (5)海外展開・事業再編資金(注2) (6)事業承継・集約・活性化支援資金(注3) (7)ソーシャルビジネス支援資金 2.その他条件(次のすべての要件も満たす方) 地域経済活性化にかかる事業を行うこと。 税務申告を1期以上行っている場合、原則として所得税等を完納していること。 (注1)中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けている方に限ります。 (注2)海外直接投資(転貸資金を除く)を行う方に限ります。 (注3)中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者(同項第1号イに該当する方に限る)の代表者および同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人並びに安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方が事業を承継・集約される方に対して行う転貸資金を除きます。	設備資金 運転資金	別枠 7,200万円	設備・運転 5年1ヵ月以上 20年以内	なし	ご融資後1年ごとに、直近の業績に応じて、ご返済期間ごとに2区分の利率が適用されます。	無担保・無保証人

制度名		融資対象	融 資 条 件					備考
			資金使途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	
特 別 貸 付	経営環境変化対応資金	<p>社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業績悪化をきたしているが、中長期的にはその業績が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>1.最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 2.最近3か月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3.最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 4.最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1か月以上悪化している方 5.社会的な要因による一時的な業績悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6.最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7.前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8.前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方</p>	設備資金 運転資金	7,200万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備・運転 3年以内	基準利率 特別利率Q	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	取引企業倒産対応資金	<p>取引企業など関連企業の倒産により経営に困難を来している方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>1.倒産した企業に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方 2.倒産した企業に対する取引依存度が20%以上である方 3.倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方 4.倒産した企業の債務を保証している方 5.倒産した企業の設置する商業施設に入居している方であって、倒産の影響を受けている方または影響を受けるおそれのある方 6.倒産した企業から受注した商品や役務などが、倒産の影響により取り消された方</p>	運転資金	別枠 3,000万円	運転 10年以内	運転 3年以内	基準利率	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	危機対応後経営安定資金	<p>過去の大規模な災害、感染症等の影響を受け、既往債務の返済負担が生じているが、中長期的にはその業績が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれにも該当する方</p> <p>1.次のいずれかの貸付制度等にかかる貸付残高を有する方 (1)新型コロナウイルス感染症特別貸付(注1)(注2) (2)新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(注3) (3)新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付 (4)危機対応後経営安定資金(セーフティネット貸付)(注4) 2.債務負担が重くなっている方(注5) (注1)生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を含みます。 (注2)小規模事業者経営改善資金及び生活衛生改善貸付における新型コロナウイルス感染症関連のご融資を含みます。 (注3)生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付を含みます。 (注4)危機対応後経営安定資金(生活衛生セーフティネット貸付)を含みます。 (注5)一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、お近くの支店にお問い合わせください。</p>	運転資金	別枠 7,200万円	運転 20年以内	運転 2年以内	基準利率	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。
生活衛生貸付	<p>一般貸付</p> <p>生活衛生関係の事業を営む方および理容学校・美容学校を経営する方 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、水雪販売業、理容業、美容業、その他公衆浴場業(注1) 一般公衆浴場業 旅館業(注2) 興行場営業、サウナ営業 クリーニング業(注3)</p> <p>(注1)その他公衆浴場業の方は、令和2年7月豪雨特別貸付(直接被害者に限ります。)および令和6年能登半島地震特別貸付(直接被害者に限ります。)ならびに生活衛生改善貸付における運転資金に限ります。 (注2)旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)および国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)については、生活衛生貸付の対象外となります。 (注3)クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります(ただし4,800万円以内)。</p>	設備資金	<p>飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、水雪販売業、理容業、美容業、その他 公衆浴場業 7,200万円</p> <p>一般公衆浴場業 3億円(2施設以上の場合4億8,000万円)</p> <p>旅館業 4億円</p> <p>興行場営業、サウナ営業 2億円</p> <p>クリーニング業 1億2,000万円</p>	設備 13年以内 (一般公衆浴場業は 30年以内)	設備 1年以内 (返済期間が7年超の場合2年以内)	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C 特別利率E	お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

制度名			融資対象	融 資 条 件					備考	
			資金用途	限度額	貸付期間	(うち据置期間)	年利率%	担保・保証人		
生 活 衛 生 賞 付	特 例 貸 付	生活衛生新企業 育成資金	生活衛生関係の事業を創業する方または創業後おおむね7年以内の方 1.振興計画認定組合の組合員の方 2.上記以外の方(注) (注)新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	設備資金 運転資金 (振興計画認定組合の組合員の方のみ)	1 振興計画認定組合の組合員の方 振興事業貸付の設備資金・運転資金それぞれの融資限度額に上乗せ1,500万円 設備資金 1億6,500万円～7億3,500万円 運転資金 7,200万円 2 上記以外の方 一般貸付の融資限度額に上乗せ1,500万円 設備資金 8,700万円～4億9,500万円	設備 20年以内 運転 10年以内	設備 5年以内 運転 5年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C	お客様の希望を伺いながらご相談させていただきます。	振興事業を行うための設備資金および運転資金であって、生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた場合は、適用される利率から0.15%引き下げた利率(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金は、適用される利率から0.30%引下げた利率)でご利用いただけます(一部ご利用いただけない場合がございます。)
		振興事業貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員	設備資金 運転資金	[設備資金] ・飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業 1億5,000万円 ・一般公衆浴場業 (一般貸付とは別枠) 1億5,000万円 ・旅館業(注1)、興行場営業 7億2,000万円 ・クリーニング業(注2) 3億円 [運転資金] 全業種(注2) 5,700万円 (注1)旅館業法に基づく営業許可を受けた簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊)および国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(特区民泊)については、生活衛生貸付の対象外となります。 (注2)クリーニング取次業に業態転換した方のうち、一定の要件に該当する方も対象となります(ただし、設備資金・運転資金とも4,800万円以内)。	設備 20年以内(注3) (注3)訪日外国人旅行者(インバウンド)対応に必要な設備資金であって、店舗・宿泊施設の新設および増改築にかかるものについては、30年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 2年以内	基準利率 特別利率A 特別利率B 特別利率C 特別利率J	お客様の希望を伺いながらご相談させていただきます。	振興事業を行うための設備資金および運転資金であって、生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた場合は、適用される利率から0.15%引き下げた利率(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金は、適用される利率から0.30%引下げた利率)でご利用いただけます(一部ご利用いただけない場合がございます。)
		生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者であって生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた次の方 常時使用する従業員数が5人(旅館業及び興行場営業を営む方は20人)以下の会社または個人	設備資金 運転資金	2,000万円	設備・運転 10年以内	設備・運転 2年以内	特別利率F	無担保・無保証人	

(3)株式会社 日本政策金融公庫 農林水産事業

(秋田支店：電話018-833-8247)

(令和8年4月20日現在)

資金名	ご融資の対象となる事業	ご利用いただける方※1	貸付利率(固定)				ご返済期間 (うち据置期間) ※2	ご融資限度額		
			金利呼称	11年	15年	20年			25年	
特定農産加工	農産加工品等及びその原材料農産物の輸入に係る事情の著しい変化の影響を受ける食品製造業者に対し、関税引き下げ等による影響への対応や、原材料の調達安定化に対応するために必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金	特定農産加工業者 関連農産加工業者	2億7千万円以下	食品C	2.15%	2.45%	2.75%	3.05%	10年超25年以内 (3年以内)	負担額の80%以内
	○経営改善計画(特定農産加工業):かんきつ果汁、非かんきつ果汁、パインアップル缶詰、こんにゃく粉、トマト加工品、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉、米加工品、麦加工品(pasta含む)、砂糖、菓子(チョコレート、キャンデー、ビスケット)、乳製品、牛肉調製品、豚肉調製品 ※事業所税に係る優遇措置あり(資産割の課税標準の1/4を控除) ○事業提携計画(関連農産加工業):果実加工食品、こんにゃく製品、甘しよ加工食品、馬鈴しよ加工食品、米菓、みそ、しよゆめ、めん、パン、せんべい、冷凍冷蔵食品、食肉調製品 ○調達安定化計画(特定農産加工業):製品の主要な原材料が小麦又は大豆(一次加工品を含む)		2億7千万円超	食品B-1	2.30%	2.60%	2.90%	3.20%		
中山間地域活性化	中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を原材料とする製造・加工又は販売する事業に必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金	農産加工業者 林産加工業者 水産加工業者 販売業者(注)	2億7千万円以下	中小③-1	2.15%	2.45%	-	-	10年超15年以内 (3年以内)	負担額の80%以内
	○対象となる事業:農林漁業者(農協等含む)との安定的取引により、中山間地域産の農林水産物(加工品含む)の取引量が5年以内に20%以上増加する事業 ○中山間地域とは:土地条件の制約等から農業生産条件が不利な山間地域及びその周辺の市町村を指し、全市町村のうち1,700余の地域が指定(一部指定を含む) (注)販売(飲食を含む)の事業は一定の規模以上の方等に限られます。		2億7千万円超	中小②	2.40%	2.70%	-	-		
食品等持続的供給促進	食料システム法に基づく認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画等に従って、食品等の持続的な供給を実現するために必要な以下の資金	安定取引関係確立事業活動計画等について、農林水産大臣の認定を受けた食品等事業者		中小③-1	2.15%	2.45%	2.75%	3.05%	10年超25年以内 (3年以内)	負担額の80%以内
	【要件:仕入先を特定し、農林水産物の取扱量が概ね20%以上増加等】 ①農林漁業者と食品等事業者が共同して利用する施設の整備等 ②食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 ③他の事業者への出資 (注)他の事業者は農林漁業を営む法人又は食品等事業者に限ります。 ④長期運転資金 (注)①～③の事業に関連して必要となる費用の支出に限ります。									
	【要件:農林水産物の取扱量が概ね10%以上増加等】 ①食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の整備等 ②他の事業者への出資 (注)他の事業者は食品等事業者に限ります。 ③長期運転資金 (注)①又は②の事業に関連して必要となる費用の支出に限ります。			中小①	2.65%	2.95%	3.25%	3.35%		
農林水産物・食品輸出基盤強化資金	輸出促進法に規定する認定輸出事業計画に従って行う農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るために必要な以下の資金	認定輸出事業者(農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者など)	設備、出資、特別の費用	中小③-1	2.15%	2.45%	2.75%	3.05%	10年超25年以内 (3年以内) ※3	負担額の80%以内
	①農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修等に必要資金 ②他の事業者への出資、株式の取得に必要な資金 ③原材料費、人件費などの長期運転資金 ④①～③の資金を国内親会社から外国関係法人等へ貸付する資金		長期運転	食品A-2	3.00%	3.20%	3.50%	3.80%		
農業競争力強化支援資金	農業生産関連事業の事業再編の促進に必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金、株式の取得や出資のための資金 ○事業再編:良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として農業生産関連事業者が行う事業活動であって、以下のいずれにも該当するもの ・合併、分割、農業生産関連事業の譲渡又は譲受け、保有する施設の相当程度の撤去などの実施 ・農業資材や農産物に係る新たな生産、販売の方式の導入、設備等経営資源の高度な利用	食品製造業者 食品販売業者(花き含む) 配合飼料製造業者		中小③-1	2.15%	2.45%	2.75%	-	10年超20年以内 (3年以内)	負担額の80%以内
水産加工	下記魚種の加工に必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金	水産加工業者		食品C	2.15%	2.45%	2.75%	3.05%	10年超25年以内 (3年以内)	負担額の80%以内
	(1)指定魚種(食用または非食用):いわし、さば、いか、かつお、ほたてがし、まぐろ、さんま、あさき、あじ、すけとうだら、ぶり、海養類、かわい、たい、まだら、かき、たこ (2)低・未利用魚種(食用のみ、事業地の都道府県指定あり):えそ(山口県、愛媛県)、このしろ(千葉県)、しいら(富山県、高知県、長崎県)、とびお(長崎県)、にぎす(石川県)、にしん(北海道)、うばがし(北海道、青森県)、えい(北海道)、おきあみ(岩手県、宮城県)、はたはた(兵庫県、鳥取県)、ほや(北海道、宮城県、岩手県)、いさき(長崎県)、ほら(宮城県)									
			【特例(1億2千万円まで) 食用水産加工品であって、あじ、さば等の小型魚を使用するもの又は輸入依存度の高い魚種からの転換に必要なもの】	食品B-3	2.30%	2.60%	2.90%	3.20%		

(令和8年4月20日現在)

資金名	ご融資の対象となる事業	ご利用いただける方※1	貸付利率(固定)					ご返済期間 (うち据置期間) ※2	ご融資限度額	
			金利呼称	11年	15年	20年	25年			
食品等持続的供給促進 (卸売市場近代化)	卸売市場の開設者、卸売業者、仲卸業者等が行う施設整備に必要な設備資金	開設者 卸売業者 仲卸業者	卸売市場施設	中小①	2.65%	2.95%	3.25%	3.35%	10年超25年以内 (5年以内)	負担額の80% 以内
	○卸売市場施設:卸売市場の業務に必要な施設(付設集団売り場を含む) ○卸売業者施設:倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機器、従業員宿舍、場内事務所 ○仲卸業者施設:倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機器、従業員宿舍、仲卸店舗設備		卸売業者施設 仲卸業者施設	中小①	2.65%	2.95%	-	-	10年超15年以内 (3年以内)	負担額の70% 以内 (別途定額あり)
食品等持続的供給促進 (卸売市場機能高度化型)	卸売市場の開設者、卸売業者、仲卸業者等による卸売市場の機能高度化に必要な設備資金・営業権の取得、出資に必要な資金、特別の費用又は権利の取得資金 ○対象となる事業:品質管理保全施設、定温輸送車、自動仕分け・搬送保管施設、加工・調製施設、包装・梱包施設、情報処理施設、営業の譲受けに伴う施設の取得、出資	開設者 卸売業者 仲卸業者 仲卸業者組合		中小 ③-1	2.15%	2.45%	2.75%	3.05%	10年超25年以内 (3年以内)	負担額の80% 以内
食品安定供給施設整備 (再資源化対策) (食品流通対策) (新規事業育成) (米穀新用途利用促進) (立ち上がり支援)	再資源化対策	食品製造業者 (外食業者も対象 になる場合があります。)	再資源化対策 (一般)	政策 I-1	2.65%	2.95%	-	-	10年超15年以内 (3年以内)	負担額の40% 以内 (再資源化対策、 食品流通対策の み北東地域は負 担額の70%以内 ※5)
	○動植物性残さを原材料とする事業に必要な加工、運搬、貯蔵、回収等に必要な設備資金		食品流通対策							
	食品流通対策									
	○食品の流通機能の高度化又は流通における高度な品質管理を行うために必要な設備資金	米穀・飼料・ 米粉加工品等 製造業者 流通業者	再資源化対策 (特例)※4	政策II	2.50%	2.80%	-	-		
	新規事業育成		新規事業育成							
	○高度かつ独自の技術により行う事業に必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金		米穀新用途利用 促進	中小 ③-1	2.15%	2.45%	-	-		
米穀新用途利用促進	立ち上がり支援	立ち上がり支援	食品 A-1	3.00%	3.20%	-	-	負担額の80% 以内		
①食品又は飼料の原料となる米穀の配送・保管、米穀を原料とする米粉、米粉パン等の食品又は飼料の製造・流通に必要な設備資金										
②これらの研究開発に必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金										
立ち上がり支援										
○上記米穀新用途利用促進の①に関連して必要となる費用の支出										
新規用途事業等	需要の増進を図ることが必要な特定農林畜水産物の新規の用途や新品種の採用を推進するのに必要な設備資金、特別の費用又は権利の取得資金	農産加工業者 林産加工業者 水産加工業者		中小①	2.65%	2.95%	-	-	10年超15年以内 (3年以内)	負担額の80% 以内
	○特定農林畜水産物:米、麦、みかん、その他かんきつ類、りんご、てん菜、さとうきび、こんにやく芋、かんしょ、ばれいしょ、アスパラガス、スイートコーン、間伐材(すぎ、ひのき、まつ)、しいたけ、生乳、豚肉、鶏肉、鶏卵、しろざけ、かつお、いか									

※1 ご利用いただける方は中小企業者になります。なお、事業協同組合、農業協同組合などの協同組合は規模に関わらず中小企業者に該当します。ただし、以下の方は規模に関わらず中小企業者に該当しません。
(例)農事組合法人、社団・財団法人(一般・公益)、有限責任事業組合(LLP)、地方公共団体

※2 東日本大震災の被害を受けた方の特例として、返済期間及び据置期間が最大3年間延長できます。
(食品等持続的供給促進資金、農業競争力強化支援資金及び農林水産物・食品基盤強化資金を除く)。

※3 農林漁業者またはそれらの組織する法人に対する融資については、ご返済期間が25年以内(据置期間3年以内)となります。

※4 再資源化対策の特別利率の対象者は次のいずれかに該当する者になります。
○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条に基づき定める要件に該当する者
○同法第11条の規定に基づく主務大臣の登録又は同法第19条の規定に基づく認定を受けた者

※5 北東地域とは、北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県を言います。

詳しい内容は日本政策金融公庫
秋田支店へお問合せください。
TEL:018-833-8247

公庫HP
各種制度照会



金利情報



(4)株式会社 商工組合中央金庫

(株式会社商工組合中央金庫秋田支店:電話018-833-8531)

制 度 名	融 資 対 象	融 資 条 件						備 考
		資金使途	限度額(万円)	貸付期間	据置期間	年利率%	担保・保証人	
証書貸付 手形割引 手形貸付 当座貸越	株主である次の中小企業団体及び構成員(資金業、遊興娯楽の事業を除く)。またこれらの海外現地法人及び協同出資会社、第三セクター。 ①事業協同組合 ②事業協同小組合 ③火災共済協同組合 ④信用協同組合⑤企業組合 ⑥協同組合連合会 ⑦協業組合 ⑧商工組合・同連合会 ⑨商店街振興組合・同連合会 ⑩生活衛生同業組合・同連合会 ⑪生活衛生同業小組合 ⑫酒造組合・同連合会・同中央会 ⑬酒販組合・同連合会・同中央会 ⑭内航海運組合・同連合会 ⑮輸出組合・輸入組合・輸出入組合 ⑯市街地再開発組合 ⑰協業化法人	設備資金 運転資金	当金庫所定の限度内	設備 原則15年以内 運転 原則10年以内	貸付内容による	貸付内容による	貸付内容による	返済方法は貸付内容による 申込は金庫又は代理店 (県内信用組合)
各種支援策に基づく融資	災害復旧資金	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災を受けた事業者、及び間接的に被害を受けた事業者	既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期)	当金庫所定の限度内	設備 20年以内 運転 10年以内	設備 3年以内 運転 3年以内	資金使途、対象者の財務状況、貸付期間、担保免除割合により貸付利率が異なる	返済方法は貸付内容による 申込は金庫又は代理店 (県内信用組合)
	再チャレンジ支援貸付	過去に事業に失敗した経歴のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジするため新たに開業する事業者又は開業後概ね5年以内の事業者	事業立ち上げに再チャレンジするために必要とする設備資金、長期・短期運転資金(含む手形割引)	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 7年以内	設備 3年以内 運転 1年以内		
	事業再生緊急支援資金	法的再建手続開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で当金庫と貸出取引のある事業者	短期運転資金(手形貸付、手形割引)	当金庫所定の限度内	1年未満			
	事業再生安定化支援資金	①法的再建手続の認可決定から手続終了までの再生事業者 ②私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者	短期運転資金(含む手形割引)・事業再生に必要な設備資金・再生計画の履行に必要な長期運転資金・再生手続最終結資金	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 2年以内		
	事業再生促進支援資金	再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継する事業者	事業に必要な設備資金(買取資金)	当金庫所定の限度内	設備 15年以内	設備 2年以内		
事業承継支援貸付	①後継者不在等により事業の継続が困難な方からの事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継する新設及び既存の事業者 ②事業を継続させていくために株式等から自己株式等を取得する事業者 ③事業を継続させていくために株式等の取得等を行う後継者(原則として安定経営権(概ね50%超)を持つ後継者を対象) ④円滑な事業承継に取り組む事業者	円滑な事業承継を行うのに必要な設備資金、運転資金 株式取得資金 事業買取資金 相続税等納税資金 退職金支払資金 資産買取資金	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 2年以内	資金使途、対象者の財務状況、貸付期間、担保免除割合により貸付利率が異なる	返済方法は貸付内容による 申込は金庫又は代理店 (県内信用組合)	
BCP対策支援貸付	①中小企業庁「BCP策定運用指針」等BCPを策定し、発生時に備えた事前対策に取り組む事業者 ②地震、台風及び豪雨等の自然災害に対する防災対策に積極的に取り組む事業者	BCP策定に伴い必要となる防災対策のための設備投資、運転資金及び自然災害に対する防災対策を目的とするために必要となる設備資金	当金庫所定の限度内	設備 15年以内 運転 10年以内	設備 2年以内 運転 2年以内			

6. 市町村の中小企業金融対策

(1) 秋田市の中小企業向け融資制度

制度名	融資対象(概略)	融資条件								
		資金用途※	限度額(万円)	貸付期間	据置期間	年利率(%)	保証料率(%)	担保	保証人	備考
一般事業資金	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④市税に未納がないこと	運転資金 設備資金	3,000	10年 (一括返済 の場合は1 年)	1年	2.15	原則0	必要に応じ徴 求	原則法人は 代表者のみ、 個人は不要	
創業資金	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を有すること ③事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業歴が5年未満であること(法人は設立後5年未満) ④市税に未納がないこと ⑤商工団体が経営指導を行った事業計画書を提出すること(引き続き6ヶ月以上経営指導を受けること)	運転資金 設備資金	2,000	10年 (一括返済 の場合は1 年)	1年	1.95 (条件付きで、 借入から3年 間、年1.0% の利子補給 があり、その 場合、年利は 0.95%。創業 関連保証を 利用しない場 合は上記金利 に0.2%加算。)	原則0	必要に応じ徴 求		
創業資金 (無担保・無保証人枠)	次の要件を満たす小規模企業者のうち、株式会社、合同会社及び企業組合 ①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を有すること ③事業歴が5年未満であり、現在も継続していること ④市税に未納がないこと ⑤商工団体が経営指導を行った事業計画書を提出すること(引き続き6か月以上経営指導を受けること)	運転資金 設備資金	1,000	10年 (一括返済 の場合は1 年)	1年	1.95 (条件付きで、 借入から3年 間、年1.0% の利子補給 があり、その 場合、年利は 0.95%)	-	不要	不要	
小口零細企業資金	次の要件を満たす従業員20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の会社又は個人等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④申請時において、秋田県信用保証協会保証の債務残高が2,000万円以下であること ⑤市税に未納がないこと	運転資金 設備資金	2,000 (既存の保証付 き残高がある場 合は、これを控 除した額)	10年 (一括返済 の場合は1 年)	1年	1.70	原則0	原則不要	原則法人は 代表者のみ、 個人は不要	
産業活力創造資金 (緊急経営支援資金枠)	次の要件を満たす中小企業者及び組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④要領で定める、取引先の倒産、撤退、自然災害等の被害により、経営の安定に支障を生じているもの、もしくはセーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を受けたもの ⑤市税に未納がないこと	運転資金 設備資金	3,000	10年 (一括返済 の場合は1 年)	2年	2.15	原則0	必要に応じ徴 求		

※ 既存借入金の返済資金にはご利用できません(一般事業資金、創業資金、小口零細企業資金においては、既存借入金の返済資金に利用できます。)

中小製造業設備資金	①市内で同一業種を1年以上行っているもので、製造業・新聞業・出版業・製造小売業の中小企業者、組合等 ②チャレンジオフィスあきた創業支援室等使用者である中小企業者、組合等 ③自己所有の工作物(建築物・施設)からアスベストの除去等を行うため、廃石綿の処理に係る計画書を秋田市環境部廃棄物対策課に提出する中小企業者、組合等 ④市税に未納がないこと	設備資金およびアスベスト対策工事資金	10,000 (対象事業費の85%)	10年	1年	2.75%以下の金融機関所定金利(全期間2.0%を上限に市が利子補給)	-	必要に応じ徴 求	必要に応じ徴 求	保証料補助対象外
-----------	---	--------------------	---------------------------	-----	----	-------------------------------------	---	-------------	-------------	----------

※ 既存借入金の返済資金にはご利用できません(一般事業資金、創業資金、小口零細企業資金においては、既存借入金の返済資金に利用できます。)

(2) 市町村中小企業振興資金

<融資対象等共通事項> 市町村により若干異なりますが、概ね次のとおりです。

① 融資対象者

- ・市町村に1年以上住所又は事業所を有していること
- ・1年以上同一事業を営んでいること
- ・市町村税を完納していること
- ・中小企業者であること

② 保証人及び担保 必要に応じ徴求

③ 利率 本表に掲げる利率は備考欄にある市町村による軽減措置適用前の利率です。

④ 保証料

- ・本表に掲げる保証料は市町村による保証料補助等の軽減措置適用後の実質利率です。
- ・事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合は、表記保証料率に0.25% または0.45% が上乗せされます。上乗せ部分への補助を行っている市町村がありますので、詳しくは当該市町村にご確認ください。

⑤ 取扱い金融機関 各市町村が指定しています。

⑥ 申込受付先等 商工会議所及び商工会、市町村商工担当課

市町村名	融資条件(金額単位:万円)				備考
	限度額	貸付期間	年利率%	保証料%	
鹿角市	2,000	10年	1.75	0	【マル鹿】限度額は(マル鹿小口とマル鹿創業)を含む
	2,000	10年	1.55	0	【マル鹿小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル鹿とマル鹿創業)を含む
	1,000	10年	1.55	0	【マル鹿創業】創業支援資金。創業する個人と創業後5年以内の中小企業者を対象。限度額は(マル鹿とマル鹿小口)を含む。40歳未満の者と女性は3年間の利子補給あり(全額補助)
小坂町	1,000	10年	1.75	0	【マル坂】
	1,000	10年	1.55	0	【マル坂創業】創業支援資金。創業する個人と創業後5年以内の中小企業者を対象
大館市	2,000	10年	1.75	0	【マル大】資金使途が設備資金の場合、利子の1/2(3年以内)を補給。ただし、車両の導入については別途条件あり。限度額は他のマル大制度を含む
	1,250	10年	1.55	0	【マル大小口】小規模企業者を対象。資金使途が設備資金の場合、利子の1/2(3年以内)を補給。ただし、車両の導入については別途条件あり。他のマル大制度を併用した場合、限度額は2,000万円
	1,000	10年	1.55	0	【マル大創業】創業する個人と創業後5年以内の中小企業者を対象。他のマル大制度と併用した場合、限度額は2,000万円
	1,000	10年	1.55	0	【マル大 SSS】創業する個人と創業後5年以内の中小企業者を対象。他のマル大制度と併用した場合、限度額は2,000万円
北秋田市	1,500	10年	1.75	0	【マル北】利子補給あり 1.0%(補給後 0.75%)
上小阿仁村	1,500	10年	1.75	0	【マル上】利子補給あり 利子の1/2
能代市	2,000	10年	1.75	0	【マル能】限度額は(マル能小口)を含む。小規模企業者に該当する場合は利子補給あり 利子の1/2(2年以内)
	2,000	10年	1.55	0	【マル能小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル能)を含む 利子補給あり 利子の1/2(2年以内)
	1,000	10年	1.55	0	【マル能創業】創業支援資金。市内に事業所を有し、または設置しようとする創業者で、市税等の納期にかかわる税額を完納しているもの。 利子補給あり 利子の1/2(3年以内)

市町村名	融資条件(金額単位:万円)				備考
	限度額	貸付期間	年利率%	保証料%	
藤里町	1,000	10年	1.75	0	【マル藤】限度額は(マル藤小口)を含む 利子補給あり 利子の1/2 ※利用者へ補助
	1,000	10年	1.55	0	【マル藤小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル藤)を含む 利子補給あり 利子の1/2 ※利用者へ補助
	1,000	10年	1.55	0	【マル藤創業】町内で新たに事業を営むために商工会その他支援機関が実施する経営指導を受けている個人、または町内に住所を有し、事業開始後適法に同一保証対象事業を営み、事業開始した日以後5年を経過していないもの 利子補給あり 利子の1/2(補給後 0.88%)
八峰町	1,000	10年	2.00	0	【マル樺】限度額は(マル樺小口)を含む。利子補給あり 利子の1/2(限度 2.0%分まで) ※利用者へ補助
	1,000	10年	1.80	0	【マル樺小口】限度額は(マル樺)を含む。利子補給あり 利子の1/2(限度 2.0%分まで) ※利用者へ補助
	1,000	10年	1.80	0	【マル樺創業】創業支援資金。創業する個人と創業後5年以内の中小企業者を対象。限度額は(マル樺、マル樺小口)を含む。利子補給あり 利子の1/2(限度 2.0%分まで) ※利用者へ補助
三種町	2,000	10年	1.75	0	【マル三】限度額は(マル三小口、マル三創業)を含む 町直接交付 利子補給あり、利子の1/2以内(限度 2.0%分まで)
	2,000	10年	1.55	0	【マル三小口】限度額は(マル三、マル三創業)を含む 町直接交付 利子補給あり、利子の1/2以内(限度 2.0%分まで)
	2,000	10年	1.55	0	【マル三創業】創業資金、創業者、又は創業間もない事業者を対象。限度額は(マル三、マル三小口)を含まない 町直接交付 利子補給あり、利子の1/2以内(限度 2.0%分まで)
秋田市	3,000	10年	2.15	0	【マル市】
	2,000	10年	1.70	0	【マル市小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル市)を含む
男鹿市	1,500	10年	1.75	0	【マル男】限度額は(マル男小口、マル男創業)を含む
	1,500	10年	1.55	0	【マル男小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル男、マル男創業)を含む。ただし、既存の保証付融資残高との合計で2,000万円以内とする。
	1,000	10年	1.55	0	【マル男創業】市内で事業を開始するために商工会等の支援機関から経営指導を受けている個人、または市内で事業を開始して5年未満の事業者が対象。限度額は(マル男、マル男小口)を含む

市町村名	融資条件(金額単位:万円)				備 考
	限度額	貸付期間	年利率%	保証料%	
潟上市	2,000	10年	1.75	0	【マルク】限度額は(マルク小口)を含む
	1,250	10年	1.55	0	【マルク小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マルク)を含む
五城目町	1,000	10年	1.75	0	【マル五】限度額は(マル五小口、マル五創業)を含む
	1,000	10年	1.55	0	【マル五小口】小規模企業者を対象。限度額は(マル五、マル五創業)を含む。ただし、既存の保証付融資残高との合計で2,000万円以内とする。
	1,000	10年	1.55	0	【マル五創業】創業者を対象。限度額は(マル五、マル五小口)を含む 【マル五 SSS】創業者を対象。限度額は(マル五、マル五小口)を含む。連帯保証人は不要とする。
八郎潟町	1,000	10年	1.75	0	【マル八】限度額は(マル八小口、マル八創業、マル八 SSS)を含む
	1,000	10年	1.55	0	【マル八小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル八、マル八創業、マル八 SSS)を含む
	1,000	10年	1.55	0	【マル八創業】町内で事業を開始するために商工会等の支援機関から経営指導を受けている個人、または町内で事業を開始して5年未満の事業者が対象。限度額は(マル八、マル八小口、マル八 SSS)を含む
	1,000	10年	1.55	0	【マル八 SSS】町内で事業を開始するために商工会等の支援機関から経営指導を受けている町内で事業を開始して5年未満の事業者が対象。限度額は(マル八、マル八小口、マル八創業)を含む
井川町	1,000	10年	1.75	0	【マル井】限度額は(マル井小口とマル井創業)を含む
	1,000	10年	1.55	0	【マル井小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル井とマル井創業)を含む
	1,000	10年	1.55	0	【マル井創業】創業支援資金。限度額は(マル井とマル井小口)を含む
大潟村	1,000	10年	1.75	0	【マル潟】限度額は(マル潟小口)を含む
	1,000	10年	1.55	0	【マル潟小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル潟)を含む
由利本荘市	2,000	7年	1.95	0	【マル荘】限度額は(マル荘小口・マル荘特別・マル荘特別(小口))を含む ※利子補給あり(補給後1.75%)
	2,000	7年	1.75	0	【マル荘小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル荘・マル荘特別・マル荘特別(小口))を含む ※利子補給あり(補給後1.55%)
にかほ市	2,000	10年	1.95	0	【マルに】限度額は他の中小企業振興資金融資残高を含む 利子補給:貸付利率の1/2(上限1%※補給後0.975%)
	2,000	10年	1.75	0	【マルに小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は他の中小企業振興資金融資残高を含む 利子補給:貸付利率の1/2(上限1%※補給後0.875%)
	1,000	10年	1.75	0	【マルに創業】市内に住所を有し市内での創業予定者対象。限度額は他の中小企業振興資金融資残高を含む 利子補給:貸付利率の1/2(上限1%※補給後0.875%)

市町村名	融資条件(金額単位:万円)				備 考
	限度額	貸付期間	年利率%	保証料%	
大仙市	1,500 (~R9.3.31 まで2,000)	10年	1.75	0	【マル仙】限度額は(マル仙小口、マル仙創業)を含む
	1,250	10年	1.55	0	【マル仙小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル仙、マル仙創業)を含む
	1,000	10年	1.55	0	※マル仙 SSS の場合、0.2% は自己負担 【マル仙創業】創業資金。創業または創業間もない事業者を対象。限度額は(マル仙、マル仙小口)を含む。
仙北市	2,000	10年	1.75	0	【マルセ】限度額は(マルセ小口、マルセ創業)を含む
	1,250	10年	1.55	0	【マルセ小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象 限度額は(マルセ、マルセ創業)を含む
	1,000	10年	1.55	0	※マルセ SSS の場合、0.2% は自己負担 【マルセ創業】創業支援資金。創業者を対象 限度額は(マルセ、小口)を含む
美郷町	1,500	10年	1.75	0	【マル美】限度額は(マル美小口、美創業)を含む 利子補給あり 2年間 利子の1/2
	1,250	10年	1.55	0	【マル美小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル美、美創業)を含む 利子補給あり 2年間 利子の1/2
	1,000	10年	1.55	0	※美 SSS の場合、0.2% は自己負担 【美創業】創業資金。創業者、又は創業間もない事業者を対象。限度額は(マル美、マル美小口)を含む 利子補給あり 2年間 利子の1/2 【美 SSS】スタートアップ創出促進保証。創業予定者(法人設立)、創業後5年未満の法人が対象。限度額は(マル美、マル美小口)を含む。利子補給あり 2年間 利子の1/2
横手市	2,000	10年	1.75	0	【マル横】限度額は(マル横小口、マル横創業)を含む 利子補給あり 2年間 利子の1/2
	1,250	10年	1.55	0	【マル横小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マル横、マル横創業)を含む 利子補給あり 2年間 利子の1/2
	1,000	10年	1.55	0	【マル横創業】創業資金。創業者を対象。限度額は(マル横、マル横小口)を含む 利子補給あり 2年間 利子の1/2。据置期間あり 1年以内
湯沢市	2,000	10年	1.75	0	【マルゆ】限度額は(マルゆ小口)を含む
	2,000	10年	1.55	0	【マルゆ小口】小口零細企業振興資金。小規模企業者を対象。限度額は(マルゆ)を含む
羽後町	2,000	15年	所定利率	0	【マル羽】限度額は(マル羽小口)を含む。所定利率(3%以内)
	2,000	10年	所定利率	0	【マル羽小口】小規模企業者を対象。限度額は(マル羽)を含む。所定利率(3%以内)
東成瀬村	2,000	10年	1.75	0	【マル東】限度額は(マル東小口)を含む(ただし、運転資金の場合、1,000万円) 利子補給あり 運転資金の場合、利子の1/4(5年以内)、設備資金の場合、利子の1/3(5年以内)
	2,000	10年	1.55	0	【マル東小口】限度額は(マル東)を含む(ただし、運転資金の場合、1,000万円) 利子補給あり 運転資金の場合、利子の1/4(5年以内)、設備資金の場合、利子の1/3(5年以内)

(3)市町村独自融資制度

市町村名	制度名	融資対象	融資条件(金額単位:万円)								備 考	
			資金使途	限度額	貸付期間	据置期間	年利率%	保証料%	担 保	保証人		
大館市	中小企業機械類資金融資斡旋制度	市内において1年以上同一事業を営み、市税等を完納している中小企業者	機械器具及び装置(制限あり)	500	5年	—	—	1.75	0	—	法人の場合は代表者、個人は不要	※利子補給あり(補給後0.5%) 限度額は他のマル大制度と併用の場合、2,000万円
由利本荘市	中小企業融資斡旋特例	市内に1年以上住所又は事業所を有し、市税等を完納している中小企業者	設備投資	1,000	10年	1年	—	1.95	0	—	法人の場合は代表者、個人は不要	※利子補給あり(補給後0.975%)

(4)市町村が行う県・国の制度資金に対する利子軽減及び保証料軽減措置

市町村名	対象資金名	融資利率%		保証料%		備 考
		軽減前	軽減後	軽減前	軽減後	
由利本荘市	県創業支援資金	1.75 1.95	10/10 (5年以内)			女性または35歳未満の若年者に限る
湯沢市	県創業支援資金	1.75 1.95	10/10 (2年以内)	0.60	10/10	

7. 秋田県信用保証協会保証制度

(秋田県信用保証協会各室・支所：電話番号は「8. 県内中小企業金融相談の問い合わせ先」に記載)

◎保証要件

①住所・営業実績 県内に店舗・事務所・工場等がある、適法に事業を営んでいること。

②業 種 次の業種以外は、原則として対象になりません。
金融・保険業(損害保険代理、保険サービスを除く)、農林漁業(素材生産業、素材生産サービス業を除く)、性風俗業、集金業等、政治・経済・文化団体など

③資金使途 事業経営に必要な運転資金又は設備資金
・生活資金、住宅資金、投機資金等非事業資金は対象外

④連帯保証人 必要となる場合がある(ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。)

⑤企業規模(中小企業信用保険法に規定する中小企業)

製造業 資本金 3億円以下又は従業員300人以下
(鉱業・運送・倉庫業、建設業、不動産業、ソフトウェア情報処理サービス業を含む)
卸売業 資本金 1億円以下又は従業員100人以下
小売業 資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
サービス業 資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
旅館業 資本金5,000万円以下又は従業員200人以下
ゴム製品製造業 資本金 3億円以下又は従業員900人以下

ただし、NPO法人は下記に該当するもの。

製造業 従業員300人以下
(鉱業・運送・倉庫業、建設業、不動産業、ソフトウェア情報処理サービス業を含む)
卸売業・サービス業 従業員100人以下
小売業 従業員50人以下

(1) 普通保証

制度名	資金使途	借入限度額(万円)	保証期間	保証料率(%)	担保	保証人	取扱金融機関	対象要件・備考
普通保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	概ね 運転10年以内 設備15年以内	1.9以下	必要により	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	約定書締結金融機関	

(2) 協会保証制度

制度名	資金使途	借入限度額(万円)	保証期間	保証料率(%)	担保	保証人	取扱金融機関	対象要件・備考
長期経営資金保証	運転資金 設備資金	個人・法人 3,000~20,000	運転 5年以上15年以内 設備 5年以上20年以内	1.9以下	必要により	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	約定書締結金融機関	次のいずれかに該当する方 ①業歴3年以上、与信取引1年以上、かつ、最近2年間の決算で利益計上し債務超過なく、償還能力が認められるもの ②業歴5年以上、与信取引1年以上、かつ、最近2年間のいずれかの決算で利益計上し繰越欠損がなく、償還能力が認められるもの ③債務超過でなく当期利益計上の見込みがあり、償還能力が認められるもの
当座貸越(貸付専用型)根保証	運転資金 設備資金	100~28,000	1年又は2年間 (更新可)	1.62以下	50百万まで原則不要		覚書を締結している金融機関	①業歴3年以上②2期以上の申告実績③与信取引6ヶ月以上 ④CRDスコアリングが一定以上、他 ※貸付限度額内であれば期間中何度でも再借可
事業者カードローン 当座貸越根保証	運転資金 設備資金	100~2,000	1年又は2年間 (更新可)	1.62以下	原則不要		覚書を締結している金融機関	①業歴3年以上②2期以上の申告実績③与信取引6ヶ月以上 ④CRDスコアリングが一定以上、他 ※貸付限度額内であれば期間中何度でも再借可
小規模企業者カードローン 当座貸越根保証	運転資金 設備資金	30~300 (創業1年未満は 30~300)	1年又は2年間 (更新可)	1.62以下	原則不要		約定書締結金融機関	①常時使用する従業員が20名(商業・サービス業は5名)以下 ②業歴1年以上、1期以上の申告実績 ③最近2年間の決算のいずれかで利益計上または直近決算で債務超過でない ④事業者カードローンの利用がない ※創業者は上記①、④)にあてはまることに加え、創業計画書および事業を開始していることを確認できる書類を提出すること
季節資金保証	運転資金 (益) (年) (期)	3,000 (各制度合算)	1年以内	1.9以下	原則不要		約定書締結金融機関	取扱期間 益 6月10日 ~ 8月31日 年 11月1日 ~ 12月31日 期 2月1日 ~ 3月31日
長期安定資金保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 13,500 25,500	3年以上	1.9以下	必要により		約定書締結金融機関	
追認保証	運転資金	1,250	7年以内	1.9以下	原則不要		覚書を締結している金融機関	①1年以上引き続き事業を営むもの ②現在金融機関及び協会の取引が正常なもの ③現在、協会の債務を負担しておらず且つ求償債務の保証人でないもの ④手形交換所の取引停止処分を受けていないもの
経営相談付長期設備資金保証「順風満帆」	運転資金 設備資金	2,000~28,000	20年以内	1.8以下	必要により		約定書締結金融機関	設備投資や事業拡大の計画等について、専門家を派遣し助言診断を実施
継続型短期融資保証	運転資金 設備資金	100~8,000	1年以内(更新可)	1.8以下	必要により		約定書締結金融機関	經常運転資金を定時償還の伴わない短期資金で継続利用可能
税理士推薦特別保証	運転資金 設備資金	2,000	10年以内	1.9以下	必要により		約定書締結金融機関	東北税理士会秋田県支部連合会に所属する税理士及び税理士法人と顧問契約を締結し、月次管理を行ったうえで作成された確定申告を2期以上有す県内の中小企業者
財務要件型無保証人保証	運転資金 設備資金	28,000	7年以内	1.9以下	必要により	不要	約定書締結金融機関	一定の財務要件を満たす企業について、経営者の連帯保証を不要とする
創業不動産取得支援保証	運転資金 設備資金	10,000	20年以内	1.90以下	必要	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	約定書締結金融機関	事業開始後1年未満の事業者の不動産取得を支援
米国関税措置対応特別保証	運転資金 設備資金	5,000	10年以内	1.9以下	必要により	〃	約定書締結金融機関	米国の追加・相互関税措置により経営の安定に支障が生じる、または生じる恐れのある県内の中小企業者

(3) 国保証制度

制度名		資金使途	借入限度額(万円)	保証期間	保証料率(%)	担保	保証人	取扱金融機関	対象要件・備考	
経営安定関連融資保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.88以下	必要により	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	約定書締結金融機関	①経済産業大臣の指定を受けた企業 ②経済産業大臣の指定業種に属する事業を営む企業[市町村長の認定が必要]	
中小企業経営革新支援保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合 88,000 168,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	経営革新事業を行うとする特定事業者で次の事業資金が対象 ①新製品の開発または生産 ②新役務の開発または提供 ③商品の新たな生産または販売方式の導入 ④役務の新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業	
中心市街地活性化 関連保証	中心市街地商業等 活性化関連保証	運転資金 設備資金	特定会社・公益法人、中小企業者 個人・法人 組合 28,000 48,000	15年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	①主務大臣が認定した特定事業計画に従って、都市型新事業の施設の整備を(特定会社等は自ら)行おうとする方 ②経済産業大臣が認定した中小小売商業高度化計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者	
	中心市街地商業等 活性化支援関連保証	運転資金 設備資金	特定会社・公益法人 56,000	15年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	①主務大臣が認定した特定事業計画に従って、中小小売商業高度化支援事業を行おうとする特定会社などが対象(自ら実施するものを除く)	
無担保・無保証人小口資金保証		運転資金 設備資金	2,000	7年以内	0.88以下	不要		不要	約定書締結金融機関	①県内で1年以上事業を営んでいること ②他の保証を利用していないこと ③従業員20人(商業・サービス業5人)以下 ④委託申込日以前1年間に納期の到来した税金を完納していること
エネルギー対策保証		設備資金	個人・法人 組合 20,000 40,000	10年以内	1.23以下	必要により		必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	約定書締結金融機関	資金使途は、省エネルギー施設、石油代替エネルギー施設の設置に必要な資金
海外投資関係資金融資保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合 20,000 40,000	10年以内	1.23以下	必要により			約定書締結金融機関	資金使途は、海外法人の設置・取得の費用・支店・工場等の設置・拡張、従業員教育・調査等の運転資金に要する資金
労働力確保関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.99以下	必要により			約定書締結金融機関	県知事に認定を受けた改善計画に従って、改善事業を実施する協同組合等が対象
公害防止融資保証		設備資金 (運転資金)	個人・法人 組合 5,000 10,000	7年以内 (特別の事情があるときは延長可)	1.23以下	原則必要			約定書締結金融機関	経済産業局または県知事の認定が必要
激甚災害復旧融資保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.88以下	必要により			約定書締結金融機関	激甚災害の指定を受けた地域の罹災中小企業者で市町村長の認定を受けたもの
特定中小企業再生支援関連保証		運転資金 設備資金	28,000	運転10年以内 設備15年以内	1.07以下	必要により	約定書締結金融機関		「産業競争力強化法」に基づき経済産業大臣から「認定支援機関」として認定を受けた商工会、県商工会連合会、商工会議所等	
振興事業関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合 48,000 68,000	運転5年以内 設備7年以内	0.88以下	8,000万円までは無担保 (流動資産担保保証を利用する 場合は売掛債権を譲渡担保 とする)	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。流動資産担保保証を利用する場合は不要)		約定書締結金融機関	主務大臣の認定を受けた振興事業計画に沿って振興事業を実施する中小企業者
周辺地域整備関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	1.35以下	必要により	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)		約定書締結金融機関	「発電用施設周辺整備法」に基づき、周辺地域住民の生活の利便性向上のための事業として知事の認定を受けた方
中小小売商業 関連保証	中小小売商業 関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.99以下	必要により	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)		約定書締結金融機関	「中小小売商業振興法」に基づき高度化事業計画を実施する中小企業[経済産業大臣・知事の認定が必要]
	商店街整備等支援 関連保証	運転資金 設備資金	公益法人 28,000	10年以内	1.34以下	必要により	中小小売商業者の経営の近代化を支援する公益法人が対象 [経済産業大臣・知事の認定が必要]			
流動資産担保融資保証		運転資金	25,000	1年(個別保証1年以内) (根保証は更新可)	0.68	在庫または売掛債権を譲渡担保	不要	約定書締結金融機関	棚卸資産や売掛債権を担保として活用	
中小企業特定社債保証		運転資金 設備資金	56,000	7年以内	1.9以下	2億円まで担保は不要	不要	約定書締結金融機関	適債基準を満たした中小企業(株式会社)が発行する私債券を保証	
予約保証		運転資金 設備資金	2,000 (小口零細企業保証 500)	5年以内	2.2以下	必要により	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	約定書締結金融機関	将来発生する緊急的な資金に対応	
借換保証		運転資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内 (認定支援機関の支援が受けられる等 一定の要件を満たす場合は15年)	2.2以下	必要により		約定書締結金融機関	既存借入金の借換による返済負担軽減を支援	
新事業開拓資金 融資保証制度 (注)保証限度額について ①～③を併用した場合 3億円(組合6億円)です。 また、①～⑤を合算して4 億円(組合6億円)となります。	①新事業開拓保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 20,000 40,000	15年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	新事業開拓保険にかかると新事業認定実施要領に該当する方	
	②特定新技術事業 活動関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 30,000 60,000	運転5年以内 設備7年以内	1.44以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づく特定補助金等の交付を受け、その成果を利用した事業活動を行おうとする方	
	③経営革新関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 30,000 60,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づき、行政の承認を受けた経営革新計画を行おうとする方	
	④経営力向上関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 30,000 60,000	運転5年以内 設備6年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づき、主務大臣の認定を受けた実施計画に従って経営力向上に係る事業を行おうとする方	
	⑤供給確保関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 30,000 60,000	10年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条に基づき、供給確保計画について主務大臣の認定を受けた方	
経営力向上関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合 88,000 168,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づく主務大臣の認定を受けた実施計画に従って経営力向上に係る事業を行おうとする特定事業者	
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証		運転資金 設備資金	60,000	設備7年以内	0.75以下	必要により		約定書締結金融機関	破綻金融機関等と金融取引を行っていたため、金融機関との金融取引に支障が生じている方	
創業関連特別保証		運転資金 設備資金	3,500	10年以内	0.88以下	不要		約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に掲げる創業者(再挑戦者)で事業開始の具体的計画を有する方などが対象	

制度名		資金使途	借入限度額(万円)		保証期間	保証利率(%)	担保	保証人	取扱金融機関	対象要件・備考	
スタートアップ創出促進保証		運転資金 設備資金	3,500		10年以内	1.08以下	不要	不要	約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に掲げる創業者(再挑戦者)を対象とし、経営者保証を不要とした取扱いを行う	
流通業務総合効率化関連特例保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合	28,000 48,000	10年以内	1.35以下	必要により	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	約定書締結金融機関	流通業務の総合効率化計画について主務大臣の認定を受けた組合等およびその構成員たる中小企業の方	
地域経済牽引事業関連保証制度	地域経済牽引事業関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合	28,000 48,000	15年以内	0.88以下	必要により		約定書締結金融機関	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき認定を受けた計画に従って事業を行うため措置を行う特定事業者または計画に従って事業承継等を行う特定事業者が対象	
	地域経済牽引支援関連保証	運転資金 設備資金	一般社団法人・一般財団法人 28,000		15年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき認定を受けた計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人、一般社団法人等であって中小企業信用保険上の中小企業者と認められる方が対象	
事業再生円滑化関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合	28,000 48,000	3年以内	1.76以下	必要により		約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に基づき事業再生を図ろうとする中小企業	
事業再生保証		運転資金 設備資金	20,000		10年以内	2.2以下	必要により		約定書締結金融機関	法的再生手続を行う方	
小口零細企業保証		運転資金 設備資金	2,000		10年以内	2.2以下	原則不要		約定書締結金融機関	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下で協会の利用額が2,000万円以内となる小規模企業者が対象	
特定信用状関連保証		運転資金	20,000		1年以内(更新可)	1.9以下	必要により		特定信用状約定書 締結金融機関	特定信用状の発行に伴い中小企業者が国内金融機関に対して負担する債務を保証	
一括支払契約保証		運転資金	100,000		1年以内(更新可)	2.20以下	必要により		約定書締結金融機関	一括決済方式による割引に係る支払企業の債務を保証	
農工商等連携関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合	128,000 188,000	運転5年以内 設備7年以内	1.23以下	必要により		約定書締結金融機関	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。流動資産担保保証を利用する場合は不要)	農工商等連携促進法に定める大臣認定を受け連携事業を実施する企業
経営承継関連保証		運転資金 設備資金	28,000		運転10年以内 設備15年以内	1.9以下	必要により		約定書締結金融機関	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	事業承継に際し議決権株式の取得等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を支援
特定経営承継関連保証		運転資金 設備資金	28,000		運転10年以内 設備15年以内	1.9以下	必要により	約定書締結金融機関	必要となる場合がある (ただし、法人代表者又は他の中小企業者以外の連帯保証人は不要)	会社の経営を承継した代表者個人を対象として、事業承継に際し議決権株式の取得等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を支援	
経営承継準備関連保証		運転資金 設備資金	28,000		運転10年以内 設備15年以内	1.9以下	必要により	約定書締結金融機関	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の他の中小企業者以外の連帯保証人は不要)	会社又は個人である中小企業者が、他の中小企業者の事業承継を行うための議決権株式の取得等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を支援	
特定経営承継準備関連保証		運転資金 設備資金	28,000		運転10年以内 設備15年以内	1.15	必要により	約定書締結金融機関	必要となる場合がある (ただし、他の中小企業者以外の連帯保証人は不要)	事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の事業承継を行うための議決権株式の取得等に係る資金等を保証し、経営の円滑な承継を支援	
事業承継特別保証		運転資金 設備資金	28,000		10年以内	1.9以下	必要により	不要	約定書締結金融機関	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす県内中小企業者については経営者を含めて保証人を不要とし、円滑な事業承継を支援 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率と保証利率を引き下げる	
経営承継借換関連保証		運転資金 設備資金	28,000		10年以内	1.9以下	必要により	不要	約定書締結金融機関	経営承継を予定している会社であって、一定の要件を満たすことについての知事の認定を受けた県内中小企業者について、その会社の経営者が経営者保証を提供している債務を、経営者保証が不要とする融資に借り換えることで、経営者保証の解除を行う 中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合、借入利率と保証利率を引き下げる	
事業承継サポート保証		運転資金 設備資金	28,000		15年以内	1.15	必要により		約定書締結金融機関	新たに設立した持ち株会社に対し、後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金	
危機関連保証		運転資金 設備資金	28,000		10年以内	0.8以下	必要により		約定書締結金融機関	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じた中小企業者	
自主廃業支援保証		運転資金 設備資金	3,000		1年以内	1.90以下	必要により		約定書締結金融機関	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者	
商店街活性化事業関連保証	商店街活性化事業関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合	28,000 48,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定書締結金融機関	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う組合などが対象	
	商店街活性化支援関連保証	運転資金 設備資金	28,000		10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利法人で中小企業信用保険上の中小企業者とみなされる組織が対象	
商店街活性化促進事業関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合	28,000 48,000	10年以内	0.76以下	必要により	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)	約定書締結金融機関	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行うものとして市町村の長の認定を受けた中小企業者	
経営力強化保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合	28,000 48,000	運転5年以内 設備7年以内 既往借入金借入10年以内	1.75以下	必要により		中小企業信用保険法施行令第1条の3に規定する金融機関	金融機関及び認定支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行及び進捗の報告を行う企業	
事業再生計画実施関連保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合	28,000 48,000	15年以内	1.0以下	必要により		約定書締結金融機関	認定支援機関等の指導・助言を受けて作成した計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して事業計画の実行及び進捗の報告を行う企業	
事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)		運転資金 設備資金	個人・法人 組合	28,000 48,000	15年以内	1.2以下	必要により		約定書締結金融機関	資材高騰や物価高等の影響を受けた企業で、認定支援機関等の指導・助言を受けて作成した計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して事業計画の実行及び進捗の報告を行う企業	
協調支援型特別保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合	28,000 48,000	10年以内	1.9以下	必要により		約定書締結金融機関	次のいずれかに該当する方 ①金融機関からの借入(フロー融資)と本制度の利用を原則同時に行う ②金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画書の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う	
モニタリング強化型特別保証		運転資金 設備資金	個人・法人 組合	28,000 48,000	10年以内	1.9以下	必要により	〃	約定書締結金融機関	認定支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者	

制度名	資金使途	借入限度額(万円)	保証期間	保証料率(%)	担保	保証人	取扱金融機関	対象要件・備考
連携創業支援等関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.15以下	必要により	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連 帯保証人は原則不要)	約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に規定する認定連携創業支援事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
小規模事業者支援関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.15以下	必要により		約定書締結金融機関	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する、認定発達支援計画または認定基盤施設計画に係る事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
先端設備等導入関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」の規定に基づき、先端設備等の導入を行うとする中小企業者
社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 30,000 60,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」の規定に基づき、社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行うとする中小企業者
事業継続力強化関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 40,000 60,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」の規定に基づき、事業継続力強化事業を行うとする中小企業者
連携事業継続力強化関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 40,000 60,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」の規定に基づき、連携事業継続力強化事業を行うとする中小企業者
情報処理支援関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「中小企業等経営強化法」に基づき、認定情報処理機関として経済産業大臣の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
技術等情報漏えい防止措置関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	「産業競争力強化法」に基づき、技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を、中小企業者に対して行うものに限って認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
情報処理システム運用・管理関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定書締結金融機関	「情報処理の促進に関する法律」第31条の規定に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者
特定高度情報通信技術活用システム 開発供給等関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	0.76以下	必要により		約定書締結金融機関	「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」の規定に基づき、主務大臣の認定を受けた計画に従ってシステムの開発供給及び導入またはその開発供給及び導入に必要な不可欠な特定半導体の安定的な生産を図ろうとする中小企業者
特定連携事業継続力強化関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.90以下	必要により		約定書締結金融機関	中小企業等経営強化法第58条の規定に基づき「連携事業継続力強化計画」を作成し、経済産業大臣の認定を受けた大企業
受託中小企業取引機会創出事業関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 30,000 60,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	受託中小企業振興法に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者で、受託中小企業取引機会創出事業を実施する方
農林水産物・食品輸出促進支援関連保証	運転資金 設備資金	28,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	農林水産及び食品の輸出の促進に関する法律第43条の規定に基づき認定を受けた一般社団法人または一般財団法人であって輸出促進業務を行う方
供給確保関連保証	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 88,000 166,000	10年以内	1.07以下	必要により		約定書締結金融機関	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第9条に基づき、供給確保計画について主務大臣の認定を受けた中小企業者
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度	運転資金 設備資金	8,000 セーフティネット利用の場合は上限16,000	10年以内	2.35以下	必要により		不要	約定書締結金融機関
プロパー融資借換特別保証制度	運転資金 設備資金	個人・法人 組合 28,000 48,000	10年以内	1.9以下	必要により	不要	約定書締結金融機関	既往のプロパー融資について、一定の要件を満たすことを条件として、経営者保証を提供しない本制度への借換を認めるもの

(4) その他保証制度

制度名	資金使途	借入限度額(万円)	保証期間	保証料率(%)	担保	保証人	取扱金融機関	対象要件・備考
商工貯蓄共済融資保証	運転資金 設備資金	2,000	運転 5年以内 設備 7年以内	1.9以下	必要により	必要となる場合がある (ただし、法人代表者以外の連 帯保証人は原則不要)	秋田銀・北都銀 信金・信組	保証限度は貯蓄積立額の5倍以内、毎月の掛金が3万円以上で貯蓄積立額が150万円以上の者は7倍以内

8. 県内中小企業金融相談の問い合わせ先

			TEL	FAX
秋田県 産業労働部 産業政策課	秋田市山王三丁目 1-1		018-860-2215	860-3887
公益財団法人あきた企業活性化センター	秋田市山王三丁目 1-1		018-860-5620	860-5612
秋田県信用保証協会 秋田東営業室	秋田市旭北錦町 1-47		018-863-9016	863-9010
秋田西営業室	秋田市旭北錦町 1-47		018-863-9018	863-9010
大館支所	大館市字三の丸 90		0186-49-2281	49-2280
能代支所	能代市上町 6-28		0185-54-2377	55-2264
本荘支所	由利本荘市肴町 66-4		0184-22-5330	22-5332
大曲支所	大仙市大曲浜町 2-2		0187-63-1811	63-1812
横手・湯沢支所	横手市四日町 2-8		0182-32-2361	32-2363
秋田県中小企業団体中央会	秋田市旭北錦町 1-47		018-863-8701	865-1009
秋田県商工会連合会	秋田市旭北錦町 1-47		018-863-8491	863-8490
各商工会議所				
各商工会				
株式会社 日本政策金融公庫 秋田支店 (中小企業事業)	秋田市中通五丁目 1-51 (北都ビルディング 5階)		018-832-5511	835-6331
株式会社 日本政策金融公庫 秋田支店 (国民生活事業)	秋田市中通五丁目 1-51 (北都ビルディング 1階)		0570-005597	833-1285
株式会社 日本政策金融公庫 秋田支店 (農林水産事業)	秋田市中通五丁目 1-51 (北都ビルディング 4階)		018-833-8247	835-8309
株式会社 日本政策金融公庫 大館支店 (国民生活事業)	大館市御成町二丁目 3-38		0186-42-3407	49-2925
株式会社 商工組合中央金庫 秋田支店	秋田市中通二丁目 4-19		018-833-8531	833-1683

9. 経営相談窓口

経営・金融・雇用等の相談に応ずるため、次の箇所に経営相談窓口を設置しております。

		TEL	FAX
公益財団法人あきた企業活性化センター	秋田市山王三丁目 1-1	018-860-5620	860-5612
秋田県産業労働部産業政策課	秋田市山王三丁目 1-1	018-860-2215	860-3887
秋田県鹿角地域振興局地域企画課	鹿角市花輪六月田 1	0186-22-0457	23-5574
北秋田地域振興局地域企画課	北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	0186-62-1251	63-0496
山本地域振興局地域企画課	能代市御指南町 1-10	0185-55-8004	55-2296
秋田地域振興局地域企画課	秋田市山王四丁目 1-2	018-860-3313	860-3860
由利地域振興局地域企画課	由利本荘市水林 366	0184-22-5432	22-6683
仙北地域振興局地域企画課	大仙市大曲上栄町 13-62	0187-63-5114	63-6369
平鹿地域振興局地域企画課	横手市旭川一丁目 3-41	0182-32-0594	32-8349
雄勝地域振興局地域企画課	湯沢市千石町二丁目 1-10	0183-73-8191	72-5057